

地域と農業

会報

第 22 号

Aug. 1996

Summer

特集 正念場をむかえる北海道米の生産・流通



社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
映像やコンピュータ装置による観光案内施設
看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー[®]
GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

(表紙写真)

'96夏・東藻琴



VOL. 22

撮影者
塚島 智明

目 次

2

みる
観察

いま、地域農政に求められるもの

研究所長 七戸長生

特集 正念場をむかえる北海道米の生産・流通

10

—新食糧法下におけるJAグループの取り組み—
「北海道米生産・販売方針」について

J A 北海道中央会 米穀農産課 調査役 柴田 浩一郎

17

21世紀の北海道農業を道民の皆さんと共に

J A 北海道農協青年部協議会 会長 森川和徳

19

8年産米・ホクレンの取り組み

これから北海道米の販売と生産

ホクレン米麦農産統括本部 米穀部長 中橋勇司

24

北海道米の販売拡大をめざす—道内米市場の大きな変化—
ホクレン地域生活統括本部 パールライス販売課長 菊池光洋

26

道外における今後の米流通の動向

ホクレンマーケティング本部 販売企画室長 佐々木敏明

29

Essay 拝啓 おとうちゃん

仁木町 農業 寒河江京子

32

連載 No.8 あのマチ・このムラ地域おこし活躍中

=石狩町の事例= 専任研究員 前田信義

35

解説 圃場から消費者の食卓まで

—デンマーク農業の挑戦—

酪農学園大学 教授 中原准一

40

ときの話題 「住専問題」から「農協改革」へ

北海道大学農学部 教授 太田原高昭

42

お知らせ 揭示板

44

D A T A F I L E • 編集後記

いま、地域農政に求められるもの

研究 所 長 七 戸 長 生

——当研究所第六回通常総会(五月三〇日)記念講演から——

■はじめに

北海道農業は今、ガット・ワルグア・ラウンド農業合意の後を受けていろいろと切実な問題が起きております。私は、農政の専門家でもなく、また、現地の実情に必ずしも精通してありませんが、「ここ一年の農政の動きをみてますと、「中央の農政」と「地方の農政」をどのように考えたのだろうか、と気になる」とがたくさんあります。

昨年一円から「新食糧法」が施行されましたが、従来は中央政府の責任で、生産者に対しては「再生産を補償する生産者米価」を打ち出し、消費者に対しては「家計の安定を図る消費者米価」を「徹底的に食糧管理を行う」一元的な体制がガラッと変わってしまいました。「では一体、中央の農政といつものは何をすることになったのだろうか?」と思えるほどに、国の役割は我々の前面から後退したわけです。

一方では、J・R農業合意を受け入れたことによるいろいろな問題が地方に噴き出てきております。このあたりの交通整理という意味を含めて「中央の農政」と「地方の農政」の役割といふものを、整理して考えてみる必要があるのでなかろうかと思いました。

やいど本日は、以下の二つの点に絞つてお話を進めてまいります。

一つは、北海道農業の現状認識です。皆さんかよびて存知の点だけは

思いますが、現状認識が狂つてしまいますとその先の議論が見当違いの方向へ行つてしまいますので、データなどを確認するという意味でも、「今、北海道農業はどうあるのか?」「どんな課題を持つているのか?」を整理してみたいと思います。

次に、地方農政の動きと課題をめぐつて、北海道の農業関係予算を取り上げてみたいと思います。J・R農業合意を受け入れて様々なる影響が北海道に直接及びつつあるが、それを農政はどうにしようとしているのか?この部分は、私たちの問題関心として大きいわけですが、(国であれ地方であれ)行政予算は複雑で(モノ別に割りの行政窓口仕事で作られているため)大変読み難くなっています。

三番目は、そのような状態にあるとはいえ、あと六年で全面的な関税化や貿易自由化に雪崩こんでいくのか?それとも、そうではないのか?この点は議論の分かれるところだと思いますが、そういうなかで地域に立脚して、「私たちはこれから何をしなければならないのか」「農政に何を求めるべきなのか」を、お話ししてみたいと思います。

したがつて私自身の「これは一体どう考えたらいいものだらうか?」という、混乱の状態をそのままお示しすることになり、「ああ、なるほど俯に落ちた」というよつた、まとまりのある話にはなつていかないと思いますが、暫くの時間お聞きいただきたいと思います。



■ 北海道農業に対する期待と課題

北海道農政部刊行の『平成七年度北海道農業の動向』をみますと、北海道の生産量が全国第一位を占める農産物が、多数に（水稻・てん菜・いんげん・小豆・馬鈴しょ・大豆・スイートコーン・たまねぎ・かぼちゃ・にんじん・だいこん・軽種馬・生乳・牛肉）上っています。北海道は、東北六県と新潟県を併せた広さがあり、その大きな広がりの中で農業は、適地適作の方向で非常に特化しております。専門化した生産が広い地域で行われているわけですから、全国四七都道府県を横並びにすれば、まずは抜けて大きなシエアを示すのは当然かも知れません。

◇ 日本農業の代表選手への期待・イメージ

しかし問題は、その北海道の特化品目がガツТЬ・し・凡農業合意で直撃される部分が非常に大きいということです。被害者意識的に言えば、「日本農業を代表し、日本農業の防波堤に北海道が晒されている」といった側面が無きにしも非ずと感じます。

次に、北海道農業が「どのように捉えられているか」を、消費者のイメージで示したものと同じ刊行物からみますと（横浜市、大阪市、札幌市の北海道物産展などに来場した消費者）「一人一人を対象」「アンケート」、コメ・牛乳・野菜・牛肉の四つの品目とも「北海道のモノはおいしい」というイメージが大変強いことが分かります。勿論これは、北海道物産展の来場者を対象にアンケートした結果ですから、北海道ファンから北海道についての印象を尋ねたという意味で、その答は若干割り引かなければいけないかも知れません。それにも関わらず、大多数の消費者が、北海道の農産物は「大変おいしい」と喜んでいます。回答の一一番目は「新鮮」二番目は「安全」といつてあります。

といひゆで、消費者は経済行動をするわけですから「安心」と「安全」となんだなあ」としみじみ思う文言でもあります。

が関心の的になるのですが、北海道の農産物は、この項目については必ずしも高い評価を得てしません。「おしゃべりして「新鮮」で「安全」、消費者の財布を弛める勘ぐるの要素は持っていますが、肝腎の「ああ、これは安い」というイメージは強烈でないことが気懸かりです。

ちなみに同じアンケート調査で、消費者が「農産物に対して一般的に求めているものは何か?」をまとめた結果がありますが、その一番目が「鮮度」で、全体の約九〇%の消費者は「農産物が新鮮かどうか」に感受性を示しています。一一番目は「価格」に対し、四〇から四五%の消費者が敏感に反応し、二番目は「九から四七%の消費者が「安全な食品」かどうかに关心を示してします。「品質がよし」と「味がよし」については、それ以下のオーダーになっています。

つまり消費者が持つ関心の、一番目の尺度である「価格」に注目する北海道の農産物は、ファンクラブ的な人たちからのアンケート結果でさえ、その点の評価はすっと後ろの方にあり、消費者の意識として「北海道の農産物は、もう少し安くしてほしやなあ」という願望が背後に潜んでいるのだと考えざるを得ません。

◇ 海外より安い価格・良い品質のモノを安定供給

このことは流通部門からの要求を見ますと、よつあからざまに出ています。昨年実施した全国主要生協A・B・Cの結果でも、「国産の農産物は生産面のコストダウンで相当価格を引き下げる限り、輸入農産物に押され続ける状況は変わらないだろう」「流通面では規格の簡素化などが必要で、今までのよつやつ方で輸入品と競つても到底勝ち残れない」と（消費者に最も近いところに位置する）主要都市生協の担当者が答えていました。国産農産物を、何とか流通ルートに乗せて消費者に届けていなければ立場からみれば、めつて注文です。しかし、「実態は、めつてない」となんだなあ」としみじみ思う文言でもあります。

そして、「北海道の農産物に対するは、どんな要望、意見がありますか?」の設問に対する回答は、「北海道だからこそ出来るような「コストダウン」をやつてほしい」「海外の農産物よりも安いところが北海道だったり出来るでしょ?」という期待なのです。ある意味でこれは最貧の引き倒しじゃなかろうかと思うほどに過大な期待が寄せられています。つまり、「海外よりも安いし、より品質の良いモノの安定供給」が要望されてあります。

この安定供給では、冷害年などに「北海道のモノ」は品質が良いのだが、値段が日本茶苦茶に高くなつたため、余り質のよくない輸入品に切り換えた」といったことが様々な場面で現れています。そして一旦、輸入品を使い始めると新しい道について、安定供給の出来なかつたとばつちりが輸入品を呼び寄せると言われております。「不安定な供給」といわけ「高値」が輸入品の道を開くことになつてしまします。ですから今年のように気象が不安定な状況の時でも、何としても安定供給の手立てを講じなければ、せつから北海道のファンで「北海道を最貧にしたい、北海道に期待したい」と言つてている実需者や消費者を輸入の方へ押しやつてしまつとうとうこれが起きるのであります。

このように、「北海道農業に対する期待」は強いのですが、果たして私たちの実力がその期待に応え得るかどうか? 海外より安いモノ、より品質の良いモノを安定的に供給する実力が本当にあるのか? 「これは相当に辛い話だ」と私は思います。

例えば、日本と欧米の生産者価格の比較を見まおと(北海道は、日本の平均価格より幾分は安い)ですが、円高が進行したため、内外格差はさらに開いてきています。仮に為替レートを一九八〇年(一ドル=一一七円、一ユーロ=三一六円)に固定して比較しますと、アメリカやEUとの差が相当縮まつており、これが農業者の努力の結果だと思ひますが、近年の円高によって格差は縮小せば、むしろ拡大しているという実態があります(表一参考)。

そうした中で、「北海道は府県より経営規模が大きい、専業農家が多い、だから海外に負けない「コスト安」の農産物ができる」との期待は、現実の状況に照らしてみると、ある意味では無いものねだりに近い厳しい注文だと思います。

◇クリアーアしなければならない二つの難問題

この場合、北海道農業がクリアーアしなければならない緊急の課題は、三点挙げられます。

一つは、「農業用資材価格と、その価格が「コスト負担」に跳ね返つてぐる仕組み」を、何とかして解決していかなければ消費者・実需者の求めている「コストダウン」に近づいていかないということです。

一つ目は、「決定的な風土条件の違いをどのように埋めるか」ということです。北海道の水田では、非常に高性能・大型の機械を使って植え付け作業が進められていますが、これを使って大急ぎで田植えをする理由は、適期(一週間~一〇日間)に済まさなければ、収穫量が減つてしまふからです。これに対してカリフォルニアの農作業の状況をみると、飛行機で種類を蒔く適期は一ヶ月半から二ヶ月あります。「ハバインで稻を刈り取る適期は二ヶ月間もあります。元来、雨量の少ない所で飛行機や高性能な大型ハバインを連続して使える」とから一ヶ月当たり、一ヶ月当たり生産コストは大きく軽減される条件にあります。一方、北海道の場合、規模拡大を進めてきましたが、だからといって一週間~一〇日間で田植えを済まさねばならない条件が緩和されたわけではなく、適期の幅が変わらないとすれば規模拡大した分だけ余計に高性能・大型の機械を使わなければならなくなります。この点が、私の言つている決定的な風土条件の相違です。

このように決定的条件の違いがあなにも拘らず「無条件で競争させる」というのはフェアではない」と私は考えますが、アメリカやオセアニア

の農業経済学者たちは「そうした風土条件のところでカリフォルニアや

オセアニアと競争する土地利用型作物を作ること自体が間違っている」と言います。この論法でいきますと、自由化が進むと土地利用型農業は

日本では成り立たないことになります。これは、日本の環境問題にも関連する重大な問題です。

六年後に、この議論がどのように深まつていいくのか、これから私たちには、「農業の競争が公正に行われるためには、どのような条件でなければいけないのか」を理論的にも詰めて、消費者の方々からも理解を得る努力をしなければいけないと私は思います。最近、消費者にも少し分かってもらえるのではないかと思えることに、シカゴの穀物相場の動向があります。アメリカ穀倉地帯の天候不順から、例えば昨年七月以降トウモロコシの相場が一貫して高値に張りついており、在庫も適正水準を遥かに下回っています。そうすると「やっぱり国際的な備蓄協定が結ばれていないと危ない」とか「それをめぐる公正な競争のための国際協定には、どんなものが必要か」が問題になつてくるだらうと思います。

三番目は「素材の良さを加工販売でどう生かすか」という課題です。

北海道を代表する製造業は食品製造業ですが、原材料費比率が全国に比べて割高（全国五一・一%、北海道六二・九%）になつてあり、付加価値生産性を高めるための商品開発力、商品企画力、販売力を強化することが必要になつています。「北海道の素材はおいしい、新鮮だ」と言うことが、先程のアンケートでも出てきたのですが、その素材の良さだけで北海道の農業を支えるというのは些力のない話だと思います。（海外との「貿易競争に勝つ」とが困難だとすれば）せつかくの素材の良さを生かす、商品の企画力や販売力を強め「良品質のモノを大量に」といった生きる道を探していくかなければなりません。その点で、食品加工のあり方は緊急に改善していくべき課題になると思います。

北海道農業は、以上三つの課題を抱えているというのを、私の現状認識です。とうわけガツト・U・R 農業合意受け入れが具体的に進んでい

るなかで大いに気にしなければならない点です。

前述のように（買いかぶつられるほど）の実力は無いと思いますが、消費者や実需者から、北海道農業に対して期待が寄せられています。

■ 地域農政の動きと課題

（表-1）日本と欧米の生産者価格の比較
〔各年度の日本の生産者価格を100とした指数〕

作目 国	年度		1980	1985	1990	1991	摘要
	日本	米（もみ）	100	100	100	100	
小麦	アメリカ	21	21	26(25)	16(26)	15(26)	政府買入価格
	E C	-	-	-	-	-	目標価格
	日本	100	100	100	100	100	介入価格
牛 肉	アメリカ	17	21(20)	14(22)	13(22)	13(22)	政府買入価格
	E C	31	18(30)	21(36)	19(36)	19(36)	目標価格
	日本	100	100	100	100	100	枝肉販売価格
生 乳	アメリカ	42	38(36)	42(67)	34(59)	34(59)	〃 乳雄B-2,B-1 比較
	E C	71	53(91)	83(143)	63(111)	63(111)	〃 C-2,C-1 比較
	日本	100	100	100	100	100	加工原料乳保証価格
生 乳	アメリカ	71	67(67)	42(67)	56	56	〃 支持目標価格
	E C	71	56(100)	63(111)	59(111)	59(111)	生乳目標価格

注1) () 内数は1980年の為替レートで換算した値。

2) 各年の為替レートは次の通り（IMF統計およびE C統計による）。

1980年：1\$=226.74円 1ECU=315.69円

1985年：1\$=238.54円 1ECU=182.03円

1990年：1\$=149.46円 1ECU=185.59円

1991年：1\$=134.71円 1ECU=167.13円

3) 出所：「北海道農業統計表」（平成2年度および6年度）による。

し・R農業合意を、中央の農政の観点つまり「国益に叶う」という理由で、平成五年「農業に我慢を強いることになるが」と、時の細川首相が発言して受け入れました。その上で、農業分野に大きな影響が及ぶとの認識から平成六年一〇月に『農業合意関連対策大綱』が決まりました。

初年度の平成七年には、予想された通り具体的な影響がいろいろと現れはじめました。これに対し、地域の人々の生活に密着している地方の農政はどのようなことを重要と考え、どういったことを実際にやったのかを整理してみようと思います。

◇二一世紀に向けた農業・農村づくりビジョン

北海道農政部の政策ビジョンを、し・R農業合意受け入れ準備段階の平成六年度と受け入れ初年度の七年とで対比してみると、文言上の大きな変化は見られません。行政文書が継続性を重んじるという常識からは当然とも言えますが、私なりに忖度して読んでみると以下の四点で変化が感じられます。(1)ワーレン農業を強く打ち出す、(2)先端技術への取り組みの重点化、(3)農村づくりに対する「百分セシナス」の醸成、(4)国際交流の質的向上。

つまり、北海道農業のセールスポイントを内外にアピールしていくとする意欲を示したものと評価することができましょう。

そのことが（北海道の）農業予算に、どのように反映されているかをみますと、農業予算の総額では平成七年度「一九〇億円に対し、平成八年度は」「七六〇億円」であり、前年に対して金額で四七〇億円、率で一〇%の増となっており、これを素直に受け止めれば先程の政策ビジョンに対する予算の配置が相当強力に行われたことが窺えます。最近のテレビや新聞は、住専問題や背任横領などのニュースが頻繁で、しかも數十億円、数百億円がポンポン出でるため、私たちの金銭感覚が相当鈍つてしまつて、「四七〇億円増えたといつてそれでいいのか?」「その程度

の金額で増えたと聞えるか?」などと、少しきけた部分もありますが、厳しい財政事情の下では高い伸び率だと感じます。

◇緊急の難問にどう取り組んでいるか?

それではその予算の中身で、「何が強化されたか?」「どの点が不十分か?」「みんなが不安に感じているところにどのような手が打たれているか?」を知りたいと思い、細かく資料をあたってみました。しかし、素人の私には一筋縄では手に負えないほどに、相互の関連が複雑で正確には読み切れないということが分かりました。なにしろ農業予算の事業項目は三七四本もあり、索引目次だけでも一〇ページにも及ぶ大部の資料です。

敢えてその全体の特色を挙げれば、(1)土木関係が非常に大きなウエートを占める、(2)国の予算（補助金、公共事業）が1／2を占める、(3)七ノ中心の予算である、と言えます。

直面している緊急の難問題（例えば生産資材コストの削減や農産物の販路拡大等など）に触れる予算がどのように組まれているかを見ますと、これらは殆ど道費単独予算であり、極めて小額です。裏返して言えば官依存の体質であり、農水省の予算が付いたものは大きな金額になるが、地域の要望が強い事業には国の予算が付かず、中央政府の規制や管理制度で地方の農政が行われているとも言えます。しきりに言われている地方分権がさっぱり進んでいません。

■いまこそ求められる「地方分権の施策」発想

私たちは、し・R農業合意を受けて一体何をしなければいけないのか。前述の「円高基調の中で農民の努力が殆ど帳消しになつて（海外と）水が開いたままになつている」ことを直してもいのちのは国レベルの問題

であり、一地方自治体が出来る問題ではありません。

地方自治体の課題として、北海道が新しい『農業振興条例（仮称）』の制定を計画していることは時宜を得たことだと思います。その際考慮すべきは、従来から北海道は「構造政策の優等生だ」としきりに言われてきたことです。構造政策は基本法の下で大規模・専業化・高能率の方向でどんどん走ってきました。北海道は農地の基盤などからある程度即応できる条件があります、それに乗つて進むことを続けてきました。したがつて、中央の農政が言つことに乗ることで地域独自の政策が講じられたか否かが「優等生」のもう一つの意味を持つています。皮肉っぽく言えば、「中央の言ひなりになつて北海道としての工夫がさっぱりみられない、ほかに独自に求められていね」とはないのか」といふこともあると思うのです。

その「優等生」といふことから様々な問題が噴き出しています。例えば、①農家負債の累積、②農業労働の過重、③農村の過疎化の進行（もつとも北海道が優等生だから過疎化が進行しただけでなく、山陰などではようやく一層進行しているとも言えます）などで、農業のなかに農家間・農協間の格差が非常に拡大してきました。「優等生」の一つのいき方として大いに気になるのは、農村の連帯基盤が崩れてきているのではなかろうかということです。今日の苦しい時、みんなが力を合わせねば解決できぬ課題が重なつていの時、農家間・農協間の格差が拡大しています。一方で、農協合併が唱えられていますが、合併する条件の一つである「比較的似た者同士」というものが損なわれていく状況にあります。

これから農業・農村の状況をきちんとしたものにしていくために、一体どういうことが必要なのだろつか。

その点で、「北海道農業・農村のめざす姿」は大変よく出来ていて、私も賛同します。つまり、一段構えになつています。主力の部隊は、大規模・能率中心で存分に腕を奮つてもらつ。もう一方では五百～一〇ha・それ以下の小規模農家や高齢農家をふくめ、地域ぐるみで農村環境保全

に協力しあつ。トップを走る主力部隊と生活のエンドジョイなどを様々に考える層を包括的に捉えて、地域ぐるみで考えていく方向が大変重要なと思います。ひつゝが、「めざす姿」を具体化するために地域の住民が一番望んでいることをやろうとしても、中央からお金の付く事業が主流となりやるを得ない環境があり、中でも切実に地域の人々から求められていふことは道費単独でやるものを得ないが、財源が乏しいためそもそもやかないことしか出来ない。痛し痒しの関係にあるようにみえます。

◇「中央の農政」と「地方の農政」の役割分担

私は、中央の農政と地方の農政は複線化していふことが望ましいと考えます。そのことを強く思つたのは、ヨーロッパの国々を調査や視察で何度も訪れた折ですが、例えばドイツでは、中央政府が『マンスヘルト・プラン』などの近代化農政を打ち出しますが、それに対してもそれぞれは、それぞれの独自性に即応して「中央政府がそんなことを言つてもそれに対応しきれない人たちがいる」「そんなことをしてしまつて地域は一体どうなるのかと危機感を持つ人たちがいる」その「地域の人たちを生かす方向はどうのようにならいいか?」といふことが地域の農政として出されます。条件不利地域に対してデ・カップリング（所得を交付する政策）を採るのも実はこのよつた発想との関連によります。

つまり、大規模・高性能でいくとしても、アルプスに近い山麓のようなところでは大型機械を使える条件にはありません。ところが、ここでは農業が出来ないからとやめていつたなら、夏はバカンスで、冬はスキで人々が「來たい」と思つている美しい土地が（夏季間、牛を放牧しなければ草地が荒れてしまう）、そのブツシユがたくさん生えて、そのブツシユが冬の雪崩の原因になるなどで）荒廃します。昔ながらの農業を続けてもらえる」と、年間を通じての観光資源を保存できるのだから、あまり能率は上がりなくても農業を続けてくれる人がいることが、地域を維持す

るために重要だ」、「私のためならば、条件不利地域に所得補償（平衡交付金）を出してやる」と納税者が合意していることが背景にあります。

中央政府は大型化・近代化・離農促進の政策を出していますから、ドイツでもフランスでも農家や農場の数は大幅に減少しています。しかし、

条件不利地域については、このようなデ・カツプリングの政策です。

私は、今日ほど持ちつ持たれつの関係が大切になっている時期はないと思いますが、大規模化に向けて優等生だけが突進していくままで住民間の格差が益々ついてきて、連帯の基調を守り通すことが非常に面倒になってしまいます。中央政府はもちろん国益ということを長期的に捉えて、日本の国民経済、国民生活の安定・繁栄を考えながら中央の農政を進めなught;とが当然だと思います。そうでなければ、将来の食糧危機や人類の飢餓に対応できません。しかし、そうした国益の方向に沿って中央が舵取りをしますと、それぞの地域では大変な状況になってくる人たちが出てきます。そのような人たちを守ることだが、地方の農政のやるべきことだと考えます。

中央の農政と地方の農政の役割分担が、今まで殆ど行われてきませんでした。中央集権的に、補助金などで否応なしに中央の農政に従い、地域の特殊性なども無理やり合わせざるを得なかつた。どうしても合わせられない場合には、「例外にしてほしい」「特別の配慮をしてほしい」と陳情などをしました。お願いしてきたことに對して、官僚や政治家が行政や政治の裁量で、絶えず操つていくという構図になつてしまつた。

このため地域として、「これは国民経済に必要だからやるのだ」と意欲を燃やしてやつてしまつたが、なかなか出できません。どうわけ政策を企画、立案、推進することができなくなってしまいます。

日本でも、地方分権がいろいろ議論はされ、農政も大変な節目を迎えていましたが目立つた変化がありません。はじめにお話したように北海道が大きな生産シエアを占めている作物、例えば、てん菜についての

政策は北海道の政策が日本のてん菜政策であり、たまねぎの政策の半分は北海道が占めるといった、作物ごとの特性を生かした地方の農政と中央の農政の兼ね合いが必要だろうと考えます。

◇大船『北海道丸』への結集の功罪

ところが私たちは、そのことをあまり自覚しないまま、『北海道』といふ共通ブランドに大同団結するのに非常に熱心だつたと思います。それは、それぞれの地域が、①中央の市場に遠い、②知名度が低い、③人との交流がない、④伝手がないため、共通ブランドに乗つて取引上の威力を發揮してもらつたことでした。あまり良い意味でなく「でつかいどう」と呼ばれていたことを「存知だ」と思います。が、共通ブランドへの依存心を募らせることが、創意工夫を持たねば生きていけないという切迫感を麻痺させ、機動性に乏しい側面をもたらしました。いわば北海道が官依存であるといひひと非常に似たことを地域にもたらしたと思います。

そのことを痛切に思つたのは、近年、東北各県で講演をする機会があり（県という単位を北海道で譬えれば支庁程度の規模で、北海道ブランドに結集している我々は、○○県がやつていることなどに対して「たかが知れている」と思い込み、あまり評価しないことがあると思うのですが）、東北六県が「メに關してどんなことを見ますと、各県それぞれが工ネルギッショウに動いている」とが分かりました。それに比べて北海道でも、県単位レベルのまとまりを持つていて、「上川稻作は何をしている?」「笠置稻作はなにをしている?」という視点で捉えますと、「これは一体どうしたことだ?」と詫びられるをえません。

大船『北海道丸』に乗つて、親方日の丸的雰囲気ではないのかと思えます。少なくとも工ネルギッショウに動いていくには不便に思えます。

支庁の農政どころのがあればまだいいのですが、支庁はあくまでも

本庁に対しての支庁であつて、その任務は「中央の農政を地方が分担する」と近づこうな感覚でやられてゐるよう見えます。このあたりをガラッと変えてみる大胆なやつ方を探り入れませんと、地方分権の方向へはなかなか到達しないと思います。

◇「個性的な地域売出しエネルギー」の活性化

「活力がある、活力に溢れる農政」を講ずる」とができる眞の単位は選挙の洗礼を受けている点にあります（秋田の稻作、宮城の稻作と言つ場合はその位置にあります）。上川の稻作、空知の稻作については住民の意見を聞くこともないし、それを代弁する道議会議員はいますが、それとてもかなり不便な感じがします。今、「メーつ取り上げても、各県がそれぞれに活路を拓く」と懸念です。

北海道といえば各支庁、各ブロックがそれぞれに「活路を見出すためエナルギッシュに取り組んでいる」といった状況を創りなければなりません。その意味で、北海道が一地方自治体だと思うことは間違いだと私は思います。

地方農政局長会議の資料などを見ても、各県が競い合つて様々な課題に取り組んでいることが伝わってきます。それに比べて（北海道は）危機感を「プラス思考で」「前向きに」「実戦に繋ぐ」「活路を拓く」ということが些か乏しいのではないかと思ひます。もしその通りだとしたら、地域対抗の『創意工夫コンクール』でもやってみて（それほど大きなお金などかけず）、殊勲賞・敢闘賞・努力賞などを作り、お互いのアイデアをみんなの活動に取り込む地方農政の視点と行動を生み出していくはどうだろうか。財政が少ないと云つても言つても始まりません。（それぞれが必ずしも十分な財政の裏付けがない中で）他県が、県単位で活力を漲らせる行動を起こしている事実を、我々は大急ぎで学びのうななければいけないと想ひます。北海道が官依存と言わされている裏

返しには、代官支配的な農政があるよつとも思えます。

支庁の農政が、（民意を反映しない）本庁の指示どおりに行われているだけの状況では、他県の農政に遅れをとつてはだらうと、私には念されます。

■中央政府ではカバーしえない課題の推進

地域のエネルギーを漲らせることができる「地方の農政」を、そのあたりから始めていく一方、中央の農政に「無条件のおねだりなどはない」。「中央の農政の言い通りにするのが困る」とことに対しては、敢然と批判や注文をする必要もありますが、我々は「この地域の特色をもつておられるから、その特色を生かすためにしたい」とことに関しては、別にお金を貢わずとも地域独自にやるべきだと思います。

もちろん中央政府は、南北「一〇〇〇延亘」で広がっている日本全体をカバーするための共通の政策を探らざるを得ないのでから、その視点で課題をどんどん進めていかなければ遅れをとることになります。

今こそ北海道は、地方分権、地方自治の初心に立ち返つて農政を推進していかなければ、じ・凡農業合意の受け入れに伴う農業情勢のなかで、どんどんどんどん苦しい状況に置かれていくのではないかと思ひます。日本を代表する生産地帯でありながら、そのことにに対する意思決定を四七都道府県の中の一つとして「予算をくれ！」とか「やるな！」とかの話になつたなり、おそらく四六対一というコメの減反政策の時の、あの仕打ちをやつぱり受け続けるところになるだらうと思ひます。

「北海道」というのは、一体、どういう地域であるのか、農政上どういう立場でがんばらなければならないのか、という自覚と行動が、今こそ求められていると思います。

正念場をむかえる 北海道米の生産・流通

—新食糧法下におけるJAグループの取り組み—

- ① 5キロ詰め 鮮度重視で進む小袋化・精米当日すぐ店頭に
- ② 産地直送 仕入れ安に小売り敏感・直取引活発化は必死
- ③ 揺れる戦略 営業感覚問われる農協・販路拡大へ差別化摸索
- ④ 吉野屋の思惑 輸入米の利用再び摸索・道産米に値下げ圧力
- ⑤ 卸の生き残り 安い輸入米に活路摸索・道外勢進出に危機感
- ⑥ 寄らば大樹 直販のノウハウ持たず・冷めた目で農協出荷
- ⑦ 小さな産地 大手ヘグループ出荷実現・選別の厳しさ実感
- ⑧ 生き残り 生産・消費の橋渡し役狙う・小売店が一気に2倍

右に引いたのは、七月三日から北海道新聞に八回シリーズで掲載された、「コメ・大競争時代」の取材記事見出しである。新食糧法の下で六月一日、卸・小売業の新規登録がスタートした。当初予想された通り様々な業種が市場参入し、量販店、コンビニエンスストアは言うに及ばずホリセントラル、ガソリンスタンド、ドッグマートアまでが米の販売を開始した。

八年産北海道米の収穫を目前にし、正念場をむかえるJAグループの生産・流通の取り組みを紹介する。

(編集部)

「北海道米 生産・販売 方針」について

J A 北海道中央会
米穀農産課調査役
柴田 浩一郎

方針策定にあたつて

新食糧法の成立・施行、政省令や通達の整備が行われ、出荷・販売業者の新規登録も行われるなど、

よいよ平成八年産米から新たな制度が本格的に開始されます。そのため、JAグループ北海道として、昨年の春以降新食糧法に対応するため生産・販売対策の具体化の検討を行い、本年五月に開催した全道農業協同組合長会議において「北海道米生産・販売方針」を決定しました。

制度へと移行し、米価変動はより大きくなることが予想されています。

本道のように専業農家を多く持てる地域にとって、農家経営に対する米価変動の影響は大きく、将来に対する生産者の不安は増大しています。そのため、食糧行政における国の責任を果たすよう、米価安定をはかるための政策課題を明らかにしつつ、需給調整が確実に行われるよう政策要請を行うことが必要です。

新食糧法の施行により、旧食管法による全量買入と政府米による価格下支えを行う制度から、需給を反映した価格形成を基本とした

一方、米流通の主体が自主流通米となること、米価安定のために生産調整の確実な実施、豊凶変動

など需給に応じた機動的な備蓄・

調整保管の実施、時期的地域的に米の計画的供給を可能とするための計画流通米の確保、等が必要となることから、生産者サイドの主体的取り組みが重要となります。

国の支援を得ながら、需給調整や販売力の強化を通して、自らの力で米価形成の主導権を確保できるかどうかが今後の大きな課題となります。

「方針」では、米価の安定と販売

強化をはかるための具体化を行い、

全道稻作農家の経営安定をめざしています。一〇〇万トンを超える在庫や「ミニマム・アクセス輸入米の流通など需給環境は厳しく、販売面での産地間競争も激化する様相となっていますが、「全道とも補償」による特別自主流通米の取り組み教訓をふまえ、全道の生産者とJJAが組織の総力をあげた取り組みを行うならば、展望を開くことはできると考えています。

产地内協同で組織力の結集を

新食糧法への対応の中心的な課題は、需給調整や流通面でいかに生産者サイドが「イーシアタイプ」を取りことができるかにあります。

旧食管法においては、国の全量管理の下で価格の大枠は政策価格として決定されていました。新食糧法の下では、政府米も含め需給に応じた米価形成が行われることとなり、その中の生産者団体の役割が大きくなりました。

米価形成に生産者サイドの力が大きく影響する」とから、今後積

大きく再編合理化が進むことが見込まれます。そのため、生産者サイドとしても、これらの動きに機動的に対応し、大量流通時代に対応した物流面での対応（ばり、フレコン対応など）や広域産地形成などにより、安定供給が可能な産地として業界の信用度を高める努

米価の安定について

極的な対応が求められる」とになります。さらに、販売面での新たな対応が必要となります。大手量販店や商社等の支配力が拡大する一方で、従来の卸業界も再編の動きが顕著となつてあり、大手卸と大手量販店との提携が進みつつあります。

新制度の下において、米価については需給実勢をより反映したものがとなり、生産調整の確実な実施と自主流通法人が中心となる調整保管の機動的な実施が必要となります。特に、現在のように一〇〇万トンを超える在庫水準の中で、買い手となる大手流通資本に対抗するために、全国的規模で備蓄・調整保管制度を有効に活用し、市場における流通量を適切に調整することが必要となります。

新食糧法下における米流通

新食糧法が発足しました。本年の六月一日以降、出荷・販売業者が新制度へと移行し、新規参入業者も多数に上っています。登録小売業者については、スーパー、コンビニエンスストアの本格的参入をはじめ、ガソリンスタンドな

力が必要となっています。

また、産地間競争も激化します。JJAグループ北海道の組織力を十分に發揮し、特別自主流通米での教訓を踏まえ、道内各産地の協同の力で難局を乗り越えて行くことが必要となっています。

隔離）を実施することとしました。この基金は、生産者の拠出金を財源として、調整保管による発生する新古米の価格差補てん、米の需要拡大等を行います。全国的な「とも補償」を行うことにより、過剰となつた米の売り急ぎを防止して、価格の下落を回避して生産者手取りの確保をはかります。

力が必要となっています。

ど異業種からの参入もあり、小売

店舗数では一・八八倍になりました。一方、登録卸売業者についても、スーパー、コンビニエンスストアの全国展開にあわせて、それらの店舗網への米供給を一元化・集約化する方向にあり、大手卸への集約化が進んでいます。

また、これらの業界の動きの背後には、大手商社の資本参加等を通じた米業界への参入が行われてあり、三兆円とも四兆円ともいわれる米ビジネスに、大きな資本が長期的戦略の下に着実に地歩を固めようとしています。

販売対策の検討

これまでの米流通は、集荷・販売許可業者が規制の中で二元的ルートを通じて行っていました。新食糧法では、流通ルートの複線化が認められ、制度上は生産者やJAが単独で米の販売を実施できるようになりました。その結果、原則自由に販売できることとなつた米をどのように販売するのか、どのような販売方法が生産者の所得を向上させるのか、選択肢は多く

なりました。

しかし、他の商品作物の例を見ると、有利販売する方法についての選択の幅は、それほど広いわけではありません。商品としての米は、自主流通米を主体に従来にも増して需給実勢を反映した価格形成がはかられ、販売面でも産地間競争の一層の激化は避けられず、方向を誤れば買いたたきにあって、生産者手取り価格が大きく低下する可能性もあるからです。

商品性をより強めている米を、どのように販売していくことが必要なのか、他の商品性作物の取り組みを参考に検討することが必要です。

野菜流通に学ぶ

身近な例として野菜を取り上げてみましょう。これまで野菜の流通は地場流通中心から全国的な流通へと推移してきましたが、これまで本道の野菜产地は、全国的な産地間競争に打ち勝ち、有利販売をはかるために、JA単位での主産地形成を進めてきました。しかし、最近では市場における

大量販店の比重が高まつてあり、品質が均質で一定した数量を継続的・安定的に供給することが強く求められるようになりました。そ

のため、JA単位であった産地を、均質・定量での供給が可能な広域的な産地形成へと展開しつつあります。さらに、現在では広域産地を全道に拡大し、各産地が連携して出荷時期を調整しあつ「フレー出荷等を行い、全道的な出荷体系の構築に努力しています。

米についても、野菜等の取り組みを参考として、米の販売実態に応じた広域産地の取り組みが必要となっています。
米についても、野菜等の取り組みを参考として、米の販売実態に応じた広域産地の取り組みが必要となっています。

北海道米の販売戦略

新食糧法下における生産・販売環境の大きな変化は、産地間競争の激化と危機意識の高まりを招いており、府県産米の販売対策の取り組みも強化されるなど、北海道米を有利に販売することは容易なことではありません。今のところ組みが必要でしようか。過去の販売対策の教訓を踏まえることが必要です。

北海道米は、これまで特別自主流通米の取り組みを通じて、厳しい環境にはありました。食味面での劣勢を全道組織の力によつてカバーしながら販売を拡大してきました。

その結果、「きたひのうめ」という全国ブランドを持つとともに、

販売網の全国展開を進めている大手量販店などにおいて、産地銘柄の確立をはかるためには、「北海道野菜」としての全道的な取り組みが重要です。全道的な広がりをもつた出荷体制を構築することは、産地としての生き残りをかけた挑戦となっています。

「おこしやい、安全で、値がいる感のある米」を安定供給できる産地として、全国の卸・小売・消費者の信頼を得てきました。

昭和五五年以降の特別自主流通

米の取り組みの中で、売るための苦労を重ねましたが、食味が劣ること、品質の格差が大きいことなど北海道米への評価は低く、改善点が数多くありました。そのため、北海道米の評価を引き上げるために、行政、生産者団体が一体となり、組織的に販売対策の取り組みを行つてきました。

①販売価格の劣勢を全道的に補填し合う「とも補償」制度の確立、②道など行政とJAグループ北海道との組織的な連携による「道産米販売対策委員会（現、北海道米販売拡大委員会）」の結成、③JAグループ北海道の独自の支援措置、④良食味米の開発に向けた道立農業試験場の健闘とそれを支援した生産者団体の取り組み、⑤産地内の品質向上にむけた農業普及センターとJAの連携、など全道の組織的な取り組みがなければこれまでの前進はありませんでした。

今後の販売環境を考えると、従来以上に組織的な販売戦略を実践することが必要となっています。

産地PRと全道共販

一方、新食糧法の施行に伴つて、米の販売環境は競争激化による価格の大幅低下など従来以上の厳しい局面が見込まれるとともに、生産現場では米価低迷など将来に対する不安が大きくなっています。

そのため、稻作に対する意欲の後退や、逆に生産者やJAが直接販売に活路を見いだす動きが一部みられます。しかし、それらの販売先もスーパーなど大手流通資本との激しい競争、産地間の競争激化などと無縁であるはずがありません。現状では安定しているとみられる販売先も、将来にわたつて安定しているかどうかはわからぬといいうのが実態ではないでしょうか。もちろん、販売ルートを確保するための産地PRの努力は、今まさに必要となっています。

II 参考 II

「北海道米生産・販売方針」

1 北海道水田農業の振興方策について

本道水田農業は、大型専業稻作農家を多くかかえるなど日本有数の農業地帯でありながら、全国と

的に前進することです。寒冷地に

位置する道内の各産地は、作況の変化に対応して、単独で実需者へ

の安定供給をはかることは難しい

のが現実です。

安定供給のために道内での産地間の補完・協力体制を確立する」とが何よりも重要です。

北海道米生産・販賣方針に結集を

新食糧法への移行の影響はこれから本格的にじてくると見られています。

大きな資本に本格的に対峙するのはこれからです。どのような事態になろうとも、その時々の販売環境に適確に対応していくことが求められています。

JJAグループ北海道として組織の英知をあつめ、総力をあげた取り組みによつてこそ、この難局を

乗り越えて行くことができると思っています。

「北海道米生産・販賣方針」は、そのような状況の中で、道内の稻作生産者やJA等が組織的にどのような取り組みを行つてゆくのか、主張的な取り組み方針を明らかにしたもののです。この「方針」に基づいて、稻作生産者のみなさまのJAへの結集を訴えます。

同様、販売農家における基幹的農業従事者数が減少するなど、生産力の脆弱化が顕在化しつつあります。一方、新食糧法の施行により、米価変動の拡大が危惧されており、

大型専業農家の経営不安はより大きいものとなっています。

こうした農業情勢の下、本道は主体的に事態打開をはかるために、「ほつかいどう新農業構想」に基づいて、水稻作付目標を一八万ヘクタールとして合理的な水稻生産体制の確立をはかるとともに、野菜等高収益作物の定着化など地域複合農業の展開をはかり、安定的な農業経営の確立をめざします。

その際、①農業構造をふまえた農業資源の有効活用、②米価変動の拡大に対応できる経営基盤の強化、③経営の複合化による価格変動リスクの軽減対策、④個別経営を支える地域営農支援体制の整備など、新たな農業環境をふまえた対応策の強化に全力をあげ、各地域毎の水田農業振興方策として具体化します。

2 合理的生産体制の確立について

(1) 水稻の合理的な生産体制の確立については、担い手の減少に対応して生産の組織化や省力化稻作

技術の積極的導入に努めるとともに、行政支援をえながら基盤整備事業の着実な実施、飛び地対策を含めた農地流動化対策の推進を行います。

また、転作作物の定着化をはかるために、共同選別や集出荷施設の共同利用など主産地形成の一層の強化をはかるとともに、需給調整の強化など土地利用型畑作物を含めた価格安定策の取り組み強化をはかります。

(2) 北海道米の食味分析事業と技術改善対策の統一的展開をはかるために、食味向上のための技術目標を明確にするとともに、土作りや病害虫発生予測体制の強化によるフリーリーン農業の展開をはかります。

条件を克服して米の安定生産に努めることが最重要課題となっています。そのため、道の「水稻優良品種地帯別作付基準」の見直し作業に対応して、新品种も含めた「良食味品種作付目標」の設定とその作付誘導を行い、気象変動に強い安定的生産体制の確立をはかります。

また、良質米生産の基礎である良質種子の安定供給をはかるため、種子生産の機械化体系の確立と種子センターの整備など、作付目標にそった生産体制の強化をはかります。

条件を克服して米の安定生産に努めることが最も重要な課題となっています。JAグループ北海道は、全国の生産者と連携しながら、全員参加の生産調整を推進するため、引き続き行政と一体となつた取り組みを行います。また、生産調整実施者のメリットを確保するための対策を検討します。

3 生産調整の確実な実施による全体需給調整について

(3) 流通再編と大手量販店のシエア拡大により、良質で値頃感のある米の安定供給の要望が強まっています。そのため、出荷量が多く安定している本道稻作に流通業界からも大きな期待が寄せられており、今後は厳しい気象

条件を克服して米の安定生産に努めることが最も重要な課題となっています。JAグループ北海道は、全国の生産者と連携しながら、全員参加の生産調整を推進するため、引き続き行政と一体となつた取り組みを行います。また、生産調整実施者のメリットを確保するための対策を検討します。

地域の農業構造の違いをふまえて、地域間調整の円滑化にむけて有償移動を促進するための仕組みの検討と確立のための取り組みを行います。

4 計画流通米の確保

(1) 全国との連携をはかりつつ、本

道として全道、地区、JAの各段階に計画出荷積み上げ運動本部を設置し、「計画出荷積み上げ運動」を展開します。新たな出荷契約は、従来の制度としての契約から経済的な契約へと変更される」となり、より一層JAグループとしての経済的優位性を発揮することが必要となります。

そのため、備蓄・調整保管対策、計画的安定的販売対策、物流合理化対策等によるJAグループ北海道としての総合的な取り組みによって、手取り米価水準の優位性をはかることが特に重要となります。そのため、出荷契約の意義やJAへの出荷の有利性を明らかにして、契約締結を進めます。

集出荷対策としては、共同生産・集出荷施設の整備による施設集荷体制を確立するとともに、家庭先集荷体制を充実します。

また、流通面での軽量化、省力化、品質安定化等の要求に対応し、バラ、二〇kg紙袋出荷体制への切替えと低温保管・均質化をはかるための施設整備をは

かります。

(2)出荷契約金や仮渡金などの資金対応については、引き続き道内系統資金の活用をはかります。支出手準については、需給環境をふまえた設定を行いますが、安定出荷に資するよう検討します。

また、金利については生産者負担とするなどを原則としますが、国からの助成金を可能な限り確保できるよう要請するなど、生産者の金利負担が極力軽減するよう努力します。

(3)規格外米については、系統集荷率を高めて市場統制力を確保することも、系統独自基準による仕分け、倉庫・輸送対策や新規ユーチャーの開拓等により販売力の強化に努めます。

計画外流通米については、計画的な流通と全道共販体制の強化の観点から、計画出荷に取り込むよう出荷契約の推進を行います。

なお、特別栽培米については、JA直販米として計画流通させることとして自主流通計画に位置づけ、出荷契約・自主流通契約の中で取扱いの整備を行います。

JA直販米として計画流通させることとして自主流通計画に位置づけ、出荷契約・自主流通契約の中での取扱いの整備を行います。

(4)輸入米と市場競合する加工用分野において、国産加工用米の生産確保が必要です。本道としても、稻作面積の維持をはかるためには、国産加工用米の生産確保が必要です。本道としても、稻作面積の維持をはかるため加工用米の生産確保をはかり、新たな販売先の開拓や、産地意向の把握、用途別業態別の契約栽培方式の確立など有利販売に努めます。

また、集荷にあたっては、とも補償による自主流通米・政府米との共計を検討するなど、安定的な出荷の確保をはかります。

もち米については、全国の需給対策の方向性が判明した段階で、北海道もち米団地農協連絡協議会での協議をふまえて別途検討します。

なお、実施内容については、生産者にわかりやすく定期的に報告するよう取り進めます。

(1)新食糧法下における需給調整の重要性に鑑み、全国段階で実施する備蓄・調整保管等にかかる

「米需給調整・需要拡大基金」に、本道として参画する」とします。

拠出方法については、政府米の生産調整における位置づけの重要性をふまえ、全国方式による負担方法(「JA直販米を含む」とする)としましてJA直販米を含む(「JA直販米を除く」)を含め、JA直販米は1%十一〇円、政府JA直販米及びJA直販米を除くをJA直販米としての拠出基準を独自に設定する場合は、JAの中での調整を基本とします。

5 備蓄・調整保管の運用と基金の構築について

(1)新食糧法下における需給調整の重要性に鑑み、全国段階で実施する備蓄・調整保管等にかかる

(2)本道独自の価格安定事業については、平成九年産米に向けた検討を引き続き行うこととして、当面、平成八年産米の自主流通米

精算価格が政府買入価格を下回る場合は、既存基金による補てんについて検討します。

6 自主流通米の

計画的・安定的販売と 競争力の強化について

(1) JJAグループ北海道は、北海道

自主流通米の販売にあたって、需給動向の把握にもとづき、主食・業務用途、業態別シエア目標を定めた販売戦略の確立をめざします。また、販売拡大事業の展開にあわせ、実需ニーズに対応した出荷対応や広域産地形成など生産・出荷体制の整備を行います。

備蓄・調整保管については、全国との連携をはかりつつ取り進めることとし、調整保管米等の売却などについては、需給状況をふまえた販売対策の具体的検討を行います。

(2) 大手流通資本の参入など販売環境の変化に対応して、JJA単位

となつている道内産地を広域化して、品質の高位平準化や物流合理化・施設整備を進めます。なお、広域産地の枠組みにつ

いては、単位出荷量の確保、生産構造の均質性、地域におけるJA合併構想を基本として、地域の意向もふまえた検討を行います。また、施設整備については、広域産地JJAとホフレンが連携して進めるとともに、生産者負担を軽減するため、既存施設など地域条件に応じた取り組みとします。

(3) 新品種を含めた地区区分について

では、道の「水稻優良品種地帯別作付基準」の見直し作業をふまえ、「北海道米品質問題研究会」において、新品種を含めた北海道米の評価基準の見直しを検討します。その際、生産者の努力目標となるよう各要素についての基準の明確化をはかり、産地努力の一層の強化に資するよう努力の一層の強化に資するよう留意します。

また、販売・精算価格の事前格差や一・二等格差については、

現在の需給環境や販売状況から、北海道米の円滑な販売に支障なきよう慎重に取り進めます。

(4) 北海道もち米の特性（硬化性が遅い特性）を活かした新規用途の開拓を進め、用途別販売の拡大による固定需要の確保を行います。

供給にあたっては、もち米団地による生産・出荷体制の整備を行うとともに、計画出荷目標数量の出荷確保、作付指標面積の推進、契約栽培方式による計画的安定的流通の推進をはかります。

北海道もち米の固定需要を確保するため、安定的な供給を継続することが不可欠となっています。そのため、全国段階の検討状況をふまえつつ、作況変動に対応できるよう備蓄・調整保管米の保有など本道独自対策を、九年産米以降に実施する方向で検討します。

(5) JJA直販米については、「消費者契約栽培米（仮称）」（旧特別裁

培米）の計画流通化による販売に限定することを基本として、地元産米の地場販売についてはホフレンとの協議により進めます。

なお、精米機能については、P・S法への対応強化や過剰投資を回避するため、JJAグループは抑制することとします。

また、JJA直販についてのJA責任を明確にすることが必要なことから、JJA直販米をホフレンが受け入れざるをえない場合は、全道共販とは別計算とするなどの措置を講じます。

(6) 全道共販については全道ブール方式を基本とし、精算方法・精算格差については、需給環境をふまえて、販売実勢や広域産地形成など産地努力の反映に努める方向で具体化することとし、早期出荷米については需給状況をふまえた出荷対策の具体的検討を早急に行います。

業務用途については需要の拡

大が見込まれますが、新加工用米と同様に価格面での負担がともなうことから、数量配分や共計方法など具体的な取扱いについては、慎重に検討します。

返渡金については、出来秋段階の需給状況をふまえ、政府買入価格を基準として設定することとしますが、政府買入価格を下回らないよう、生産調整、備蓄・調整保管の機動的運営、価格形成センターの適切な運営、価格安定対策の確立も含め、JJAグループ北海道の総力をあげ取り組みを行います。

(7) 北海道米P.R事業や販売拡大対策については、道の支援の下、「北海道米販売拡大基金」の運用結果等により運動展開をはかります。運動にあたっては、つりーん農業の広報強化、北海道米消費拡大運動の展開、児童や教育関係者、マスコミ関係者、消費者グループとの交流を重視します。

(8) 認証制度の厳格な運用と表示制

度の消費者理解の促進について行政指導の強化を求めるとともに、新たに定められた精米表示制度とのつどり、消費者の信頼をえられるような表示の検討を行います。

(9) 产地JJAから卸売業者までの情報処理の自動化を進め、JJAグループ北海道の効率的な販売管理体制を構築します。また、卸売業者の消費地サイロと広域产地・集出荷施設を関連づけて安定的取引関係を構築するとともに、消費地での機動的な出荷を行うための消費地低温保管・物流拠点を確保、拡充します。

7 推進方策について

生産現場の戸惑い

昭和一七年、戦時立法として施行されて以来五〇年余りに及んだ食管法がその役割を終え、「新食糧法」へと移行した。

前触れでは、生産者には「作る自由」が保証されると巷間声高に流布されていたように思う。しかし、作り続けるためには、売れ残りを出さない努力をするか? といふ問い合わせ欠落していたようだ。やはり昨年一一月施行後、直ちに生産調整の問題が起ってきた。

これまでの生産・流通において計画出荷積み上げ運動の展開をはかり、各段階における学習集会の開催など北海道米生産・販売方針の徹底をはかります。

21世紀の北海道農業を 道民の皆さんと共に

J A 北海道農協青年部協議会
会長 森川 和徳

され、比率の比較的大きくない北海道には転作の上乗せは最小限のものとなつた。

本年以降は在庫する品種、产地への締めつけは当然厳しいものとなるであろうし、北海道米の特色ある「売り」が求められることは言つまでもないことだとと思つ。

自由という名のもと施行された新食糧法は、横行する闇米を制度の内に入れつつ、販売の闇口をひろげ、今やガソリンスタンドで米が売られる時代となつた。

かつて、減反の実施率が地域農事組合の調整で問題となり、役員となつた方々が過重に減反しながら地域の権利を守り続ける苦労があつたが、今後は個人個人が責任を果たす自立が求められ、JJAは

今まで以上にその指導力が期待されるものと思ふ。

売る自由が認められるとの宣伝の中、施行されたこの新食糧法は、決まってしまった以上は新しいルールに従うしかないとのあきらめの一方で、多くの規則に阻まれ発揮できなかつた地域農業の新たな展開が図られるのではないかとの期待と微妙に交錯している。

むらじ、

Think Together

「あなたと共に
考えたい
北の農業」

五年ほど前、ガット・ウルグアイ・ラウンジにおける「米」の自由化反対の署名依頼で市街地の個入住宅、アパートなどを二戸、一戸訪問したことがある。農村地域といふこともあって殆どすべての人が快く署名して下さり、感激していた。しかし、ある六〇代後半の男性から次の一句を言われ、自

分たちの活動が急いでしなければならないものであることを痛感した。彼は、「我々年金生活者は何でも安いことが一番大事で、何十年も先の地域の経済や食の安全など心配していない」とのこと。

私たちは、自ら経営に努力し、より安定した生産とさらに良質な農産物の生産を最大目標にもつている。しかし、いくら良いものを作つても消費がされなければ生産を中止せねば不得ないのは自明の理である。

「道産のもの」を食べたい「道産の野菜が一番おいしくて健康にいい」との道民の皆さんの暖かい応援と期待があつてこそ、生産であると思う。今、スーパーの店頭で野菜や牛乳を買われる方々からも道産品への信頼を感じることがある。また、ラジオやテレビのレポーターの方の言葉のなかに、「新鮮でおいしい道産品」に出合つことはうれしいのである。

一九九六年、Think Together キャンペーンは、道内主要駅と札幌地下鉄車内へのキャンペー

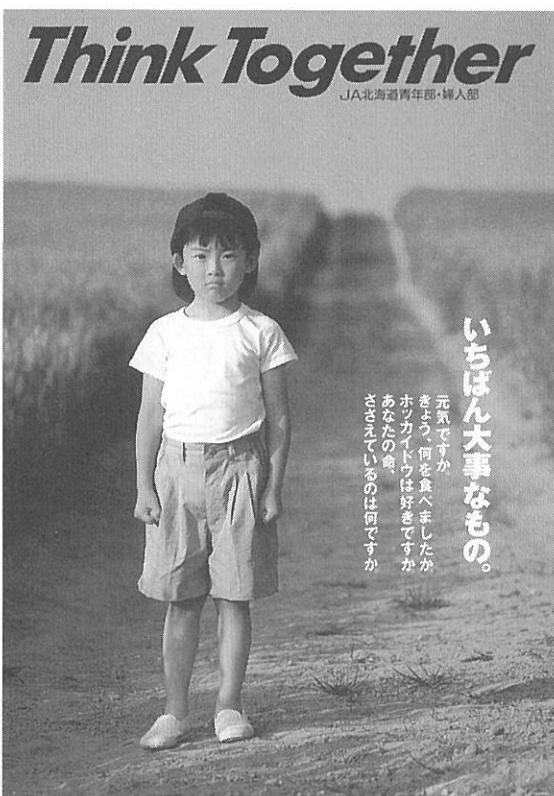
ンポスターの掲示（八月）六日かの、つて広報誌への広告掲載など、農協女性部と一体となつて、「愛するように育もう—北の農業」をキヤツチコピーに展開中である。

私たち生産者の背中がたくましく見えたり、あるいは安心できる笑顔をもつた農業青年が北海道の地域にはたくさんじゅうじを、一人でも多くの消費者の皆さんに伝えていきたい。

地域づくりにおこなは、農業も

他の職業も垣根を取り払つことの大切である。「互いに共育」との視点で、北海道にあって手を取り合ひ、一一世紀の未来を明るく切り拓くことを目標にしていきた

い。一人ひとりを大切にしていくこと、個性を認め合うことを基本に、協同組合の理念が新しい局面を切り拓いてくれるものと信じている。多くの道民の皆さんと共に……。



いちばん大事なもの。

元気ですか
きょう、何を食べましたか
ホツカイドウは好きですか
あなたの命の何ですか
ささえているのは何ですか

八年産米・ホクレンの取り組み

米麦農産統括本部 米穀部長 中橋 勇司

これから北海道米の販売と生産

《米の情況》

国内の米市場は、制度と流通環境が変化して激しい動きが続いています。すなわち、平成七年の「二マム・アクセス輸入の開始、新食糧法の施行による流通規制の緩和、一年連続の豊作による大量の在庫積み増し、生産調整の強化、などです。

自主流通米の価格はほとんどの銘柄で値幅制限の下限に張り付く展開となり、新食糧法がめざしている「需給と価格の安定」が十分機能するかどうか不安を残した新制度のスタートとなりました。

さらに、国が今年の三月に示した基本計画によれば、八年一〇月の在庫は、「二五」「三五万トン（適正在庫は一五〇万トンとされている）となっています。しかしこのように、これまで経験したことのない厳しい需給環境と、流通業界の激動のなかで、北海道米は、国産米のなかで最も苦しい立場に置かれています。

平成七年産の計画出荷米の集荷実績は、全国合計で旧限度数量の八七%に終わりました（北海道は九四%）。全生産量一、〇七四万トンから計算すると、農家消費など計画出荷米以外の米が約四四〇万トンもあつたといつてになります。

また、規制緩和により流通業界が大きく変わる構図が明らかになります。

《計画出荷米の確保》

新食糧法の施行により、生産者

りつつあります。卸・小売業の新規登録や他県登録、大商社の卸・小売業への新規参入や系列化、量販店の台頭と仕入先の絞り込みなど、利益幅を削りながらも生き残りをかける「大競争時代」が始まっています。

このように、これまで経験したことのない厳しい需給環境と、流通業界の激動のなかで、北海道米は、国産米のなかで最も苦しい立場に置かれています。

JHAグループの販売－生産対応の正念場と言えます。

また、再生産が可能な価格を確保するためには、供給量をコント

□ホールすることより有効です。

このためには、生産調整を基本に備蓄・調整保管を組み合わせながら計画的に販売することが必要であります。

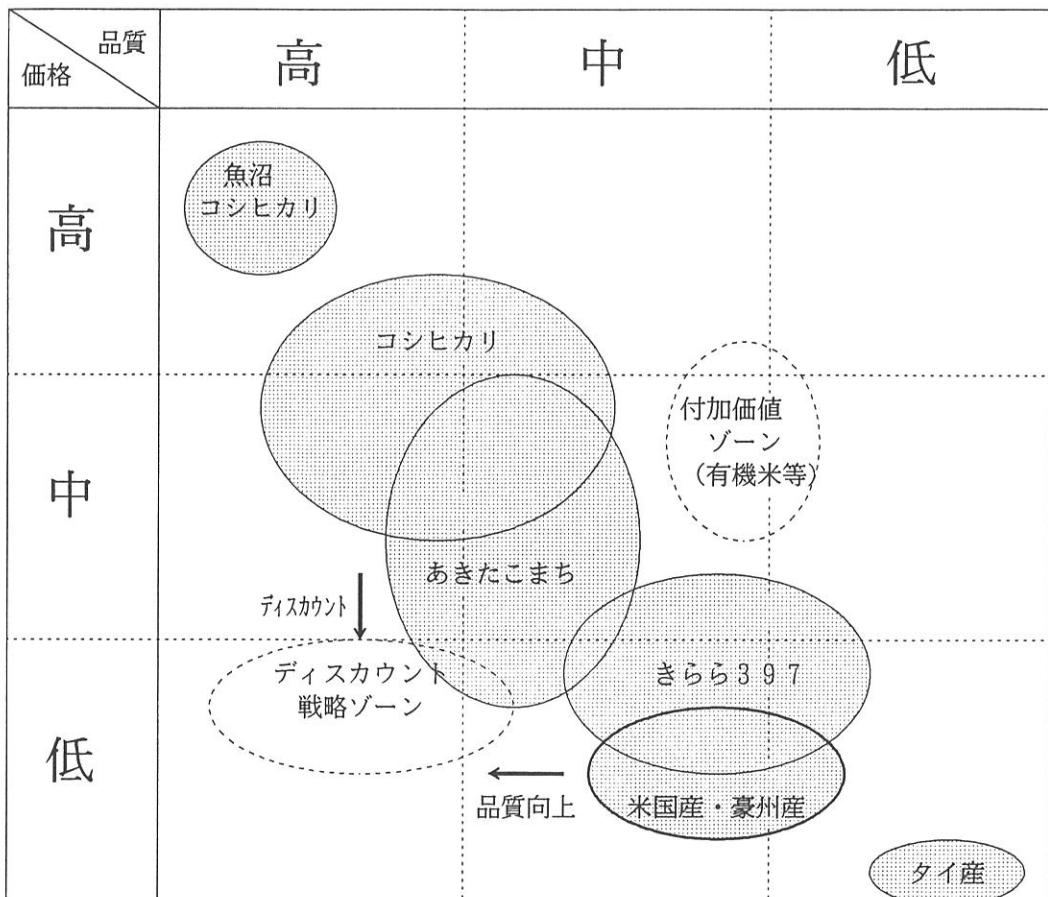
JJAグループは国の代行業務を行ふのではなく、生産者と需要者をつなぎ安定供給を実現し、また新食糧法の制度を十分活用して、備蓄と調整保管のための基金を積立てながら、全体需給の「ントロール」と計画販売を行っていくといふことです。

のことから、JJAグループでは米全量の計画出荷米としての出荷(委託)を呼びかけています。八年産米の作付時期に向けて、生産者は新制度とJJAグループの取り組み方針を理解してもらう学習運動を進め、また出荷契約時に契約金を支払つて當農資金対策を行い、計画出荷の積み上げを推進しました。

その結果、平成八年産米のJJAグループ北海道への委託数量(出荷契約数量)は約六七万八千トン

(図-1)

米の商品位置関係



で、国が示した目標数量を超える数量の積み上げとなっています。

また、旧特別栽培米のように消費者と直接契約して栽培、販売を行う米についても、JAが自主流通米として取扱い、計画流通制度に乗せることができるようになっています。

『市場における北海道米の位置』

北海道米は過去、低価格帯米の品不足という需給環境下で「味と価格のバランス」を評価され、また全国的な広告宣伝による「きらり397」の単品精米ブランド化も成功し、順調に販売されてきました。

しかしながら、平成七年に入つてからは、六年産の大豊作と自由米出回りの増大をきっかけに、米全体の「価格破壊」が進行しています。

これにより北海道米は、「あきたこまち」など府県銘柄米のディスカウント（特売、安売り）と競合し、また米国産・オーストラリア

産米との競合も水面下で進むなど、はさみうちの状況になってきております（図一参考）。

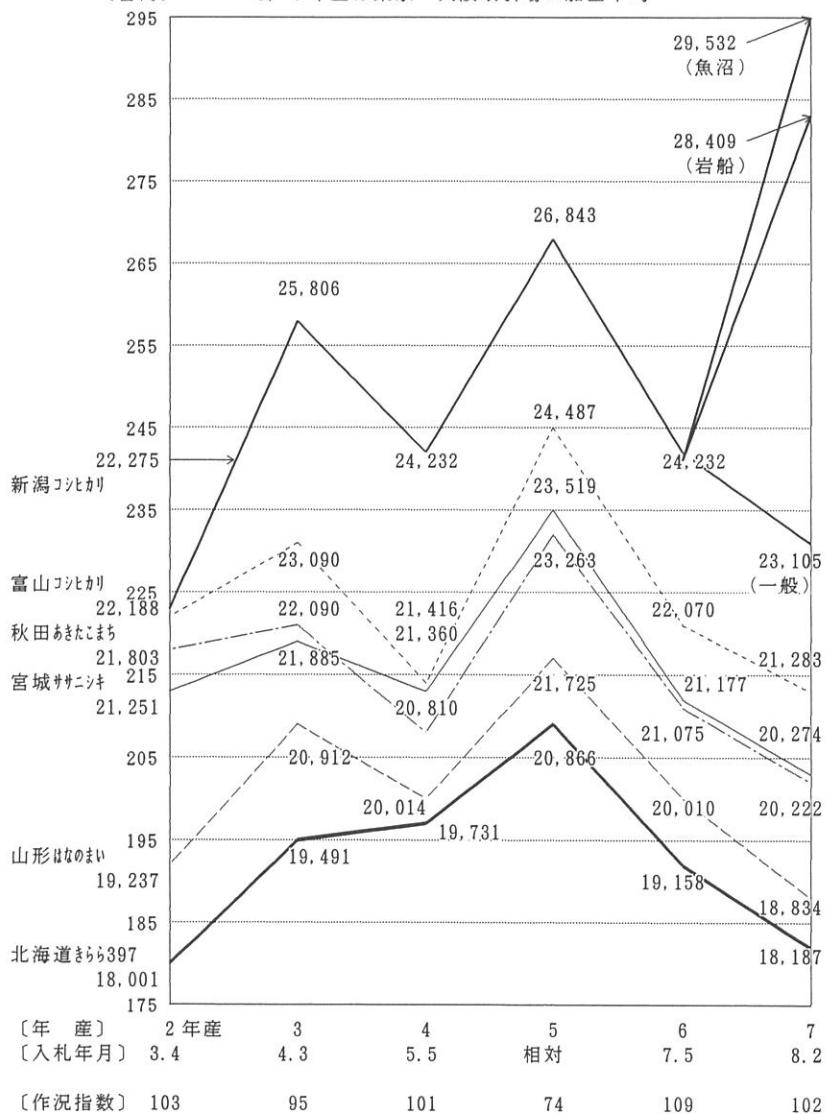
輸入米については、今のところ消費者の輸入米に対するアレルギーが強いため、積極的な取扱いを行なわれています。

考へている小売業は少ないと思われます。しかし、業務用需要者はコスト競争のために、今後輸入米

(図-2) 自主流通米の入札取引結果(東京取引場指標価格)

注 1) 各年度最終回価格 2) 5年産は相対取引価格(仮定値)

3) 7年産は東京・大阪取引場の加重平均



を使う可能性があります。

また、政府備蓄米の売却との競合も出でてきます。

《北海道米の苦戦》

七年産の北海道米は大変な苦戦をしてています。

自主流通米の入札取引結果（指標価格）は、値幅制限の下限にほとんど張り付き、きらりん397の価格は平成三年産のレベルにまで戻っています（図一-2参照）。

これは、前述のような市場における位置の悪化、競争の激化が苦戦の一つの原因ですが、七年産の品質についても実需者から苦言をいただきてあり、競争構造の変化に的確に対応した販売戦略の再構築と、品質向上が緊急の課題であると認識しています。

また、道内においても計画外出荷米が存在しており、これが無秩序で無責任に販売されて精米小売の価格競争に拍車をかけています。流通業者は利益率が低くなれば品質を引き下げて利益確保をしようとしますので、テイスカウント品を

買つた消費者は北海道米には戻つてこないという悪循環に陥っています。

道内の消費者が食べる北海道米のシェア（計画流通米）は、五割以下に落ち込んでいると推定しています。

《これから北海道米の販売》

米の作り手は、旧食管法時代にありがちだった「米は農協に出荷して終わる」という感覚は捨ててもらいうことが必要になります。

当たり前のことですが、需要に合った商品を作つていかなければ、売れないのです。「うちの米はおいしい」と言つていても買い物手はそう思うことは限らないということです。徹底して、お客様は誰か、そのお客様は何を望んでいるかをどうえることが必要です。

JAGループは、需要に合つた商品とは何かを明らかにし、それを作つた生産者のシステムを生産者とともに作り上げ、販売と代金回収という販路確保の仕事を行います。

需要に合つた生産と販売の例をあげてみます。

(1) 今後は量販店のシェアが拡大し、また業務用（加工・外食・炊飯給食など）の市場拡大が予想されます。

これら小売・業務用需要者の多様なニーズに合つた供給ができるなければ、すぐに取引を切られるといつように戸別選別が行われます。

また、「コシヒカリ」・「ひとめぼれ」・「あきたこまち」の良食味三銘柄で作付の半分近くを占めるようになつてあり、今後は新品種で多少味が良くなつても、食味だけでも顧客をつかむことは難しくなつています。

これからは、食味の良さだけではなく、(1)食味の安定性、(2)用途に見合つた適正な価格、(3)使う人の立場に立つた包装、(4)効率的かつ低成本な物流、(5)ロットの大きさや安定性、(6)異物が入つていな安心感、(7)いろいろな形態の加工や炊飯の適性、(8)消費者のブランド認知度など、附帯的部 分で

かに商品としての力をつけていく力が大変重要な要素になります。

そのためには、(1)育種目標の多様化、(2)品質向上に重点を置いた栽培技術の普及・指導、(3)低ノースト生産技術の開発普及、(4)品質評価法の確立と生産現場へのフィードバックなど、生産技術面でのさらなる発展が必要です。

また、乾燥調製技術・保管技術・物流技術など収穫後の取扱技術の向上や、商品に係わる情報提供力（品質や業務用としての適性など）も商品力にとって大変重要な要素です。

(2) 北海道米は道外へ約七割を販売していかなければなりません。また、精米で「きらりん397」などのブランド名で売られる量は全体の約四分の一以下です。残りはブレンド・業務用・加工原料用途に売られています。

これらを認識したうえで、量販店での単品精米販売を狙いとする米と、ブレンド・業務用・加工原料用を狙う米など市場目標をはつ

きり決める」とが重要です。

特に、業務用の市場規模は二〇〇万トン程度とされており、今後さらに拡大します。この業界の二ーズに対応できるのは、国内では北海道米が最有力視されています。これらをめぐらす、(後略)

価格が安いイメージのみが先行しますが、他の農産物と同様、業務用が市場の主役となる時代が予想されます。先入観を捨てて前向きに取り組むことが必要です。

もち米は在庫過剰のなかで、一層実需を明確にした販売と生産を

行う必要があります。

(3) 産地体制作りも大切です。

「これまで築いてきた北海道全体としての共販体制でのスケールメリットを大事にしつつ、産地としてお客様から評価されることが必ずです。そのためには、生産現場

においては生産調整推進に係わる話し合ことじうおりず、米麦改良協会やJA部会組織などの活動を活性化させ、品質向上・均質化の取り組み、計画出荷の確保の取り

組み、また稻作を基幹とした地域

當農システムの取り組みを強化する事だ。

ばらつきが少なく、かつ特徴のある大ロットの商品供給ができる生産・出荷・販売体制を構築する

正也必

は絶対に避けなければなりません。適地での栽培と技術指導の徹底により、良い品質のものを作りあげ、販売先も十分に吟味して取り進めることが必要です。種子の段階からの生産者との密接な協力が必要です。

少喜 て

き続き必要です。

規模拡大や共同利用、直播など

八年産米がポイント

の技術開発、純ばり輸送による物流改善などがその具体的な方法になります。

米の取引価格は市場原理で決まるので、コストダウンが直接手取り増につながるわけではありません。しかし、コストダウンに成功

した一部は生産者の利潤として残り、また業務用など多様な品質・価格帯ニーズへの対応力が増しました。

(7) 栽培技術や乾燥調製技術による食味の改善は、さらに進めるべ

まだね。

米の生き残りの鍵を握っています。これから北海道稻作を発展させるため、本会としても全力で取り組みますので、皆様の一層のご理解とご協力を願いいたします。

北海道米の販売拡大をめざす

道内米市場の大きな変化

地域生活統括本部

パールライス販売課長 菊池光洋

市場環境の変化

新食糧法の施行により、今まで食糧管理法に守られてきた米市場は、流通の規制緩和の下に市場原理が導入され、「原則規制」から「原則自由」への転換が図られ、全国的に卸業者の再編・統合や大手商社による卸・小売部門への参入、大手量販店における仕入先の集約化などの動きとなつて現れています。

道内においても、六月からの新規登録により小売業については、業者数が二、八九〇から七、一四五の一・八倍、小売店数では四、

六五八から九、九七六の一・一倍に、また卸業者については一三から二二の一・七倍の増加となつてあります。今後のポジショニング確保のために卸・小売ともに生き残りをかけた熾烈な販売競争が展開されています。

新聞などのメディアを有効に使用し、パールライス・イメージの向上を図っています。

②パールライス統合ブランド戦略の見直しをしています。

従来からのパールライス・ナショナルブランドの見直しを行い、さらにはストアブランドについても前向きな取り組みをしています。

その一環として、Aコープ店統一商品の開発に着手しています。

ため、次の取り組みを柱として事業を推進しています。
①メーカーとしてのメッセージを的確に生活者ならびに流通業者に伝えるために、テレビ・ラジオ、

特に、昨今の少家族化・単身赴任者の増加などの生活形態の変化に合わせた商品提案として、小規格商品の取り扱いを開始しました。従来は1kg袋が最小規格でしたが、新規格として一合（一五〇g）・三合（四五〇g）・1kgの規格を販売しています。

④北海道米の販売拡大を図ります。

道内においては、北海道米の需要が高いことから量販店が戦略商品として位置づけており、その中で低価格販売の低品質米が一部に見られます。本会としては、北海道米に対する消費者評価の低下を招かない対策と、(利幅が小さいこ

とによる）販売店での北海道米取り扱い意欲の減退を抑制する施策を展開しています。

その一つとして、パールライスの独自ブランドである「産地指定きらら397」を中心とした広告宣伝を行い、生活者に対する道産米のアピールを図っています。

また特に、業務用ユーナーに対しては、本会が持つ販売チャネルを生かし実需者と産地を結ぶ「ディナーネット機能を発揮し、道産米に対する正当な評価を獲得しての販売拡大を図っております。

産地農協での地場産米の販売に対しては、JAグループ地場産米専用のパッケージを作成（「こだけのきらら397」「こじただけのゆきまる」）、スマネキン導入による試食販売など積極的な販売支援を行ってあります。

農協での過大な施設投資の抑制とP・S法対応としての、責任ある品質管理と消費者対応を行うことで道産米に対する信頼の確立を図るため、今後も集荷部門と連携して取り進めてまいります。

今後に向けて

本会は、今年八月一日からホクレンパールライス株式会社（本会出資100%の新会社）に製造部門を委託しています。

製造日から納品日まで一日一日、さらには日曜・祝祭日の配達などの要求に対応してフレキシブルに対応をしていかなければなりません。

市場が鮮度を要求しており、どの部分で時間の短縮が図れるかが重要となります。そのためには、工場の業務体制の見直しが必要ですし物流体制の見直しも必要となります。

そのあとに要求されることとしては、我々への入荷時の鮮度が考えられます。つまり、どのような状態で保管されていたかが問われると思います。現時点では、モニタリングされていましたが、商談の中で話題として出ています。

また、申請によってどちらでも販売出来るようになつたことから、他店との差別化を図る意味で「何

かの特徴がある米」についての照会が多くなっています。

販売環境的には、計画外流通米が認められたことにより、従来の卸→小売→消費者の単線から複線化となつたことから、道内においては生産者直売・農協直売の「きらら397」が低価格で出回っているのが目にできます。

最終的に米価の引下げに繋がりかねない行動には、格段の注意が必要だと思います。

（図－3）平成7米穀年度における道内卸の購入数量

〔単位：玄米トン〕

産 地	北糧連系・水晶米	ホクレン・パールライス	合 計		
北海道	62,537	41.5%	52,672	52.4%	115,209 45.9%
府 縦	85,719	57.0%	47,672	47.4%	133,389 53.1%
輸 入	2,217	1.5%	246	0.2%	2,463 1.0%
計	150,473	100.0%	100,588	100.0%	251,061 100.0%

▼新規格の少量パッケージ商品



道外における今後の米流通の動向

マーケティング本部

販売企画室長 佐々木敏明

稀有な激戦地になつた。

つである。

流通業者の動向

米の卸業、小売業におけるこの
ような登録申請状況の中で、米の
流通に係わる業界の動きはどうな
つていぐのであるうか。

〔卸売業者〕

業者の吸収・合併・廃業などが
進行する中で、生き残つた業者は
組織のリストラ、計画外流通米の
取り扱いや卸間売買による仕入の
複線化を通じての営業力の強化、
大手卸や商社との系列化を図るな
どの動きが出てこよう。
その中で、精米比率が低く中小

昨年一月に施行された「新食糧法」に基づく米の流通自由化に伴い、この四月から自由化された卸業・小売業の登録申請が食糧庁に対しなされていたが、六月から新規登録業者の営業が開始した。登録申請の内容から、関連業界の動きが徐々に明らかになってきており、また大手企業の戦略にも具体的な例が見られるようになつてきている。

米の卸業・小売業 登録申請状況

請数は既存業者五六六件、新規参入七三件の計二三九件。既存業者が八社減少しているなかで新規参入者が全体の一〇%強となつている。

その他に営業エリアの規制緩和を受け、他県進出のための登録申請は全国で七六六件に上がつており、これは隣接県までに限られた従来の一七九の四倍強になる。

新規登録の面では、全くの異業種からの新規参入は東京の丸紅が総合商社でただ一社申請した例など一二三件ぐらいで、殆どは大手小売と大手特定米穀業者であつた。また、地域的に新規登録申請数が多いのは大阪一七件、福岡八件など西日本に多く、特に大阪は有力小売が卸にも進出し全国的にも

〔卸登録〕

新制度に伴う米の卸業・小売業に関する登録申請の内容をみてみると、卸業における全国の登録申

小売店を中心とした玄米販売の多い卸は低迷し、一方、精米比率が

高く大手量販店・業務用実需者への販売が多い卸は販売量の伸長や販売エリアの拡大が図れるといつて一極分化が進むことになるとみられている。

従つて、卸業界は競つて大手量販店や外食チエーンへの納入にしきを削る」とになる。

〔小売業者〕

販売店舗数の激増のなかで、既存の米穀専門店は後継者難などもあり米流通の表舞台から徐々に姿を消していくことになろう。

〔外食産業〕

米についても、流通のイニシアティブを握ったのは全国的に営業網を持つ大手量販店や、それらの系列の「フジ」「エインストア」とみられていく。これまで町の米穀店などからの名義借りで営業していた店を全て自社免許に切替え、仕入に自主性を取り入れた。

流通面では、その強力なバンディングパワーを背景に納入業者の絞り込みを強烈に進めるだろうとみ

られている。

例えばダイエーは、全国で三店を小売業申請する一方、全国で約100社といわれる納入業者を100社に絞り込む方針といわれている。他の大手量販店の動きも同様のようである。

生協においては、卸業への登録申請は一生協（事業連合体）だけだが、小売業申請については量販店と同様で、店舗事業の強化を図るところの方向の中で、事業連絡アップによる共同仕入がさらに拡大するだろと思われる。

全国にチエーン展開する大手の外食企業が取り扱う米は膨大な量で、かつ今後も拡大が見込まれるため流通動向や価格形成に大きな影響を与える。

卸業者は、量販店同様に競つてこれらの外食チエーンに対する納入競争を繰り広げていくことになる。具体的な営業戦略としては、品質指向と価格指向に大別され

〔商社〕

大手総合商社の中で、唯一卸業資格を取得した丸紅が、ダイエーグループへの米納入を中心に販路拡大を進めようとしているほか、

①系列の食品卸を使って全国の「ンビニ・中堅スーパー」や業務用などに米を販売する方向を打ち出しているところ、②米小売・肥料販売などを総動員して米流通の川上から川下までをグループ企業で完結させようとしているところ、ま

た、③米卸の子会社に対し、他の卸会社や量販店・外食向けの物流を担う食品会社と組んで資本参加をする形で米販売に参入するところ、など大手商社は様々な形で動いている。

これらの中商社が、今後その巨大多資金力を背景に米流通にどのような影響を与えていくのかが業界の大きな関心事である。

打ちの状態のなかで、米の流通に様々な企業が殺到してきたことは米業界においても生き残りをかけた熾烈な、過剰ともいえる販売競争が展開されることになるが、各企業はどんな戦略をとろうとしているのか。

最も懸念されるのは価格の値下げ競争で、産地の生き残りをかけた価格対応（例えば、「あきたこまち」などアラノツク米の小売価格値下げ）との運動や、計画外流通米の扱いなどで業界全体が低価格へシフトしていくことも考えられる。商品戦略の面でいえば、品質やサービスの面で他社・他店と「差別化」を図ることであろう。

例えば、
①新潟魚沼産「シヒカワ」に代表される銘柄米の品揃え、一方で企業としての独自性を出すためのP・D化。

②鮮度重視や日付対策の面から、消費地での精米およびパック。大手量販店のなかにも店頭精米サービスに取り組む店ができる。

業界の生き残りを かけた販売戦略

現状、日本全体の米消費量が頭

つた商品作り。卸や小売段階での混米の心配を払拭し「品質に対する安心感」で差別化を図ろうとする戦略である。

④コンビニを中心に、様々な容器の開発による小容量の商品の販

など、その内容は多様である。

道外における本会の 北海道米販売戦略

道外における本会の北海道米販売状況は、冷害の影響を受けた五年産米の販売量ダウンを別にして年々増大させてきたが、今後の販売環境はやはり厳しい状況にある。

も、例えど「あのの397」の単品販売では、七年産の品質低トやAランク銘柄の値下がりによる価格競争力の低下に伴つて販売上苦戦を強いられている状態にある。

また、道産の自主流通米全般にわたっては、今後の安定販路と目される業務用市場等において競合が予想される輸入米の品質や、政府米売却価格の動向あるいは六年

における、道産農畜産物総体の販売の中での米の供給。

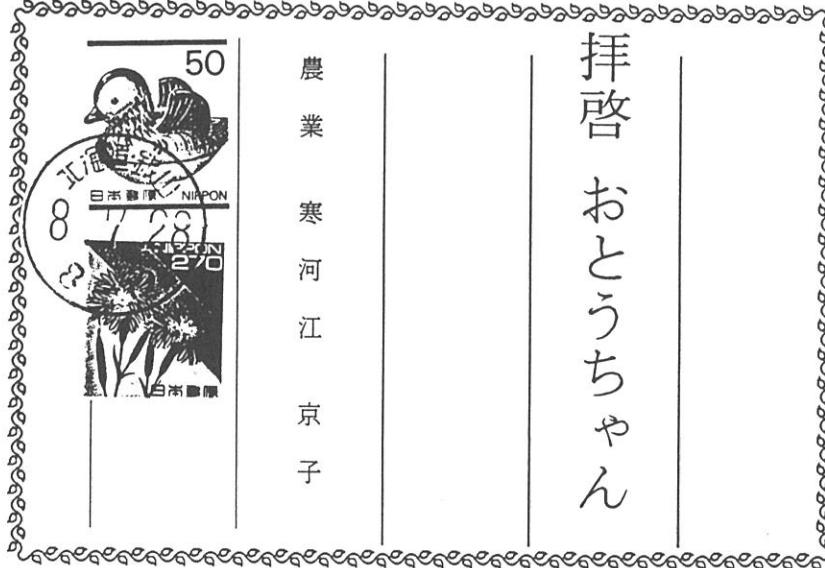
じ異なる特徴のあ
る米、⑥「安心・安全」指向に適
う米の供給、⑦「生産者の顔の見える取り組み」などなど——を可能な限り実現させようと努力しているが、産地北海道としてもこれらの顧客一々に「生産面でどれだけ対応していくか」が、今後重要なカギになろう。

と異なる特徴のある「心・安全」指向に適応する。
⑦「生産者の顔の見える化」などなど——を可
させようと努力して
北海道としてもこれ

- ①全国ネットや地域大手の量販店
大手外食企業や弁当などを扱う
中食（なかしょく）企業、さらには総合食品メーカーへの販売拡大。
- ②生協の全国組織や事業連合組織との連携や大手生協に対する販売支援の強化。
- ③大手取引先との組織間取り組み

①全国ネットや地域大手の量販店
大手外食企業や弁当などを扱う
中食（なかしょく）企業、やハ
には総合食品メーカーへの販売
拡大。

②生協の全国組織や事業連合組織
との連携や大手生協に対する販
売支援の強化。



おとうちゃん 貴方が天国とやらへ赴かれて五年目ですね。仁(長男)も恵介(二男)も、それぞれに頑張っています。でも今年の天候には負けそうです。例年なら五円の初めには、ツバキの種が蒔けたのに、雨ばかりで一カ月も遅れてしましました。七円に入りサクランボの収穫の今、また雨降りと曇りが交互の日ばかりで、スカツとした日本晴れはどこへ行つてしまつたのでしょうか……。探しに行こうか、と思います。知ついたら教えてください。

サクランボもさをしながら、一本の木なのに枝が上向きか下向きかで実の大きさが随分違うことに気づきます。もちろん陽当たりの良いところは味も良いのです。今になってようやく剪定の仕方で実の成り方が違うことも分かつてきました。今、二年後にはもっと実が大きくなり、美味しいサクランボが採れるようにならうと、心は燃えています。

おとうちゃんが、剪定の途中で

おとうちゃん、貴方が天国とやらへ赴かれて五年目ですね。仁(長男)も恵介(二男)も、それぞれに頑張っています。でも今年の天候には負けそうです。例年なら五円の初めには、ツバキの種が蒔けたのに、雨ばかりで一カ月も遅れてしましました。七円に入りサクランボの収穫の今、また雨降りと曇りが交互の日ばかりで、スカツとした日本晴れはどこへ行つてしまつたのでしょうか……。探しに行こうか、と思います。知ついたら教えてください。

おとうちゃんも応援して貰いたい。田標を達成した時は、生きていた頃のように褒めて貰いたい。貴方に褒められると、最大のエネルギーになります。自分でもいいからホメて貰いたい。そうお願いした私に、またいつもこのじかと、余り心も込めずに褒めて貰いましたよ。それでもいいんですね。やる気が起ります。

サクランボもつゝくも、それぞれに性格があります。「桜伐る力」という言葉がありますが、あれもウソです。サクランボの場合はやつぱり伐り方で実の成り方が違いますもの。自分で体験してみなければわからないことです。「三年後には、きっと良い実が成る」と、念仏のように唱えながら梯子を昇つたり降りたりしていま



▲NHKの“北海道中ひざくりげ”二見アナウンサーはじめスタッフの人達と。
一週間のおつきあいでしたがそれなりに楽しかったです（中央が筆者）。

入院してしまって、何本かの木がそのままになつたのですから、高い高い木になつてしまつたというわけです。

志津子（長男の嫁）さんの話では、直売所に立ち寄つてくれた何人の人から「トウキビは、まだなの？」と聞かれたそうです。

えていてくれる人がいるということは嬉しいことですよ。トウキビのように「紅果園のリンゴ」「紅果園のサツランボ」と、愛されるよう頑張らなければと思つてます。直売所の二代目は、「」と志津子さん。私は初代に徹し、今は剪定作業や収穫作業に力を入れています。

あとうちゃんは、一人の孫もその手に抱くことが出来ませんでしたね。「同じ病院だから、孫が生まれたら一番早く顔が見られる」と言つていたのに……。あと一ヶ月生きていれば、耕平（孫）の顔が見られたのに……。

昨年は一人目の夏生がうまれ、来年の一月には三人目が生まれる予定のこと。賑やかになります。貴方の姿が消えてから……他人

にも逢いたくない、何にもする気のない日が続きました。そんな時、いつも夢の中に出てきてくれました。嬉しかつたし勇氣も湧いてきました。でも死んだ後まで心配をかけてはいけないな、と思いました。「メンナサイ」。

あとうちゃん、最近、一人の山本さんと知り合いになりました。二人に共通しているのは、女性で文筆家だということ。その一人の山本さんは、今年四月から日本農業新聞に連載の、『窓を開けて』（相続問題に関する特集）の取材で知り合つた山本和子さん。我が家に泊まつていただきたいけど、本社へ電話や機械で記事を送りながらの慌ただしい一晩でした。

その『窓を開けて』を読んでくうちに、同じような立場の人達が親の死んだあと、残つたのはイザコザばかりと知り、黙つてしまはれなかつたから「何も残らなくともいいと言う仏様のような人ならそれでいいかも知れないが、息子たちも農業をやりたいとなれば、そもそも言つてはいられない」と、

▼直売所二代目の志津子さん。
リンゴをかごに盛っているところ。



▲いろいろなお客様たちと。
時には外国人の人も来ます。

そんな思いを農業新聞にブツツけた時、取材に来てくださったのが山本和子さんであります。もう一人の山本さんは、一字違合つたのは四年ほど前になります。いの山本洋子さん。この人と知り合つたのは四年ほど前になります。直売所の台に、リンゴが並んでいた時季でした。日も暮れて、買つてくれる人も疎らになつたし「店じまいをしようかなあ」と思つていた時、一籠三百円のリンゴを買つてくれたのが山本洋子さんでした。

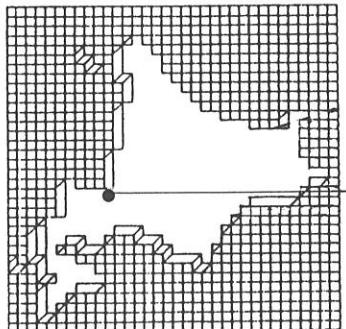
私は、彼女にリンゴを渡しながら、自分の育てたリンゴへの思いをしゃべりました。その時だけではなく、自分の作つた物を売る時は、いつもその物への思いをお客さんに伝えていましたので……。私の勝手なおしゃべりを聞いていた彼女は、名刺を出しながら、「私、これでもラジオの番組を持つてるので、あなたのことラジオでしゃべつてもいい?」と聞いてくれました。その三日後、「北海道味と旅」の編集長として、ラジオから彼女の声が流れていきました。

寒河江 京子（さがえ きょうこ）さん

1939年留萌郡小平町生まれ。1959年北海道農村青少年クラブ道連役員となり1961年寒河江良治さんと結婚。1969年から“むかしとうきび”の直売所を始め1994年10月NHKテレビ「北海道中ひざくりげ」の中で紹介される。北海道回覧ノート「北のやまびこ」会員。ミニ独立国「ロマンカントリー大江国」の人、地元のボランティア活動に参画。（お住まい 048-24 余市郡仁木町大江3丁目『紅果園』Tel 0135-33-5403. Fax 33-5260）

そなねいを農業新聞にブツツけたのが山本さん、偶然にも文章を書くのがご職業の一人。彼女たちはどうして山本さんであります。それは、道端のベンベン草のよう、踏まれても踏まれても頭をもたげる百姓魂だったのではないであります。生まれも百姓、嫁いだところも百姓、百姓が嫌いだと思つたことはありません。百姓という職業を卑下したりはしません。愛する職業、百姓として一生を終わるはずですから。それでいいのですよ……。おとうちゃん。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.8

石狩町の事例

都市近郊型農業の確立を目指す

大雪山系に源を持つ石狩川が、およそ二六〇キロの旅の終わりに石狩平野を通り、日本海に注ぐところに石狩町は位置しています。札幌市の北に隣接し石狩湾を臨む水に恵まれた町です。

気候は温暖で四季の変化に富み、春から夏・秋にかけては涼さやかで爽やかな気候になりますが、冬は北西風が強く吹き沿岸波浪も高くな�니다。

耕地は、石狩川から発達した平

坦な沖積地帯が広がります。一部、日本海沿いに砂丘地帯が、下流域には泥炭地帯が分布しています。

石狩町の総面積は二一〇・一四km²。海岸一帯は石狩湾に面し、後背には厚田村、当別町、札幌市、小樽市が接しています。地形は大部分が平野ですが北東部の一部に丘陵地があります。

◆地域の概要

◆石狩町農業の変遷

豊かな石狩川とその支流、石狩川河口地区は江戸の幸に恵まれ、数千年の昔から人跡が多くつた

ことはよく知られています。特に大群をなして登る鮭の好漁場として、慶長年間（一五九六年）に松前藩の石狩場所が区画設定され頃から和人の来訪があつたと謂われています。

明治初期には、東北地方など各県から開拓者の移住がありました。が、砂地が多いことや石狩川の度重なる洪水被害などで、農家戸数の増加は余りみられませんでした。

明治中期になり、鮭漁とその加工に携わる人口が増加し、農業でも集団移住者の増加と、技術の改良による経営の安定化がみられる

ようになります。

戦後は、農地改革による自作農の増加、全町におよぶ造田によって農業経営は安定し、品種改良・栽培技術の改善などによつて、農業は町の主産業になりました。しかし昭和四〇年代に至り、高度経済成長の余波を受けて若年人口は都市へ流出し、その後も土地開発などから農家戸数、農地面積とも減少を続け、兼業化への移行が急速に進んできました（表一-1）。

こうした中で石狩町およびJAは、水稻を主軸に、小麦・野菜類の輪作体系の確立と、各地区（花畔・生振・石狩）の特性に応じた適地・適作の農業経営を目指し、水稻・畑作・施設園芸・畜産の振興策を図つてきました。

近年は、道外市場においてニンジン・ダイコン・キヌサヤエンドウなどの野菜产地として銘柄確立を果たしました（表一-2）。

◆石狩町の現在

昭和五七年八月に第一船を迎えた石狩湾新港は、内外貨物船の入

港が急増し活況を呈しています。

また、後背地にあつてその三分の一が公園・緑地となつていて工業団地には、すでに六八〇社を超す企業が進出し、工業都市への表情も窺えます。さらに近年は一七〇万都市札幌のベッド・タウンとして大規模住宅団地の造成が相次ぎ、町の人口は五一、四九五人（平成六年四月一日現在）を擁していま

す。

◆ 稲の刈り取り



（表－1）
石狩町農家戸数の推移 単位：戸

	総農家数	専業農家	1種兼業農家	2種兼業農家
1975	660	193	202	265
1980	594	207	171	216
1985	575	234	109	232
1990	516	174	147	195
1995	447	151	134	162

資料：農水省「農業センサス」

農業に目を転ずると「じへいし

かり」は昭和六二年、花畔、生振、

石狩の三農協合併後、九年目を迎

えようとしていますが、本年四月

三〇日『今日を活き、明日を創造

するつゝをめざして!』を合い言

葉に、石狩北部五ヵ所（じしきり、

当別町、西当別、厚田村、はまま

す）の合併推進協議会が発足し、

平成一〇年一月の合併実現を目指

すことになりました。

石狩町は、古い歴史を礎にしながら新たな変革を着実に進めようとしており、恵まれた立地条件を生かした発展の期待が膨らんであります。

◆ 石狩町農業振興計画の策定

を栽培しています。

石狩町全体では、米ブロス野菜を基軸とした生産体制を構築し、各地区の実態に即応した特徴ある地域農業振興計画の策定に着手しました。

◆ 石狩町農業の現状課題

平成七年九月、石狩町農家の意向を把握するため、じへいしかり組合員を対象にアンケート調査を

実施しました（調査対象二五戸、回収農家数一〇四戸、回収率五八・一%）。

その中から、石狩町農業の主たる現状課題を捉えると次の通りとなる現状課題を捉えると次の通りとなっています（参考表－3）。

- ① 農業經營者の高齢化、後継者不足の顕在化。
- ② 農地の流動化対策。
- ③ 農作業受託の地域支援システム構築。
- ④ 新規就農者受け入れ、後継者育成支援の地域組織構築。
- ⑤ 土づくり、土地改良。
- ⑥ 農産物の地元流通・消費対策。
- ⑦ 生産技術指導体制の強化。

◆石狩町農業が目指す将来像

石狩町は、大都市札幌に隣接する立地上の様々な要件や制約のなかで、将来とも「農業および農村環境を維持する重要性」を積極的に果たしていく役割を担つています。

▼にんじんの収穫



石狩町農業振興計画策定プロジェクトでは、「ひとりある農家生活と活力ある都市近郊型農業」を目指していきます。

指すため、農家をはじめ地元関係者の意識改革を積極的に進めようとしています。幸い現地の検討会には若手農業者が多数参加し、積極的な意見が披瀝されました。課題についてさらに分析、検討を重ね、「石狩町の農家と関係機関の今後における役割と連携はどう

◆地域の課題を話し合う



(表-3) 石狩町農業の緊急に改善すべき課題
(経営形態別組合員の回答件数:複数)

項目	形態	稻作	畑作	野菜	酪農	合計
経営規模拡大		1 5	1 3			2 8
農地分散整理		1 1	9			2 0
区画・暗きよの実施		3 3	3 1			6 4
機械・施設更新		2 1	1 6	5		4 2
土づくり・地力維持		2 1	3 3	8 7		1 4 1
労働力の確保		7	1 4	2 7		4 8
基本技術向上		3	8	3 7	1 3	6 1
コスト低減		2 8	2 2			5 0
等級・品質向上		3 6	2 4	2 7		8 7
反収向上		2 4	2 9			5 3
肥料農薬施用技術				8		8
販売方法の確立				1 9		1 9
輪作体系の改善				3 3		6 1
特栽米の拡大			5			5
集出荷施設の拡充						7
良質苗・種子確保						1 1
労働時間短縮						5
糞尿処理						3
良質粗飼料確保						4
回答数の合計		2 0 4	2 5 9	2 3 4	2 0	7 1 7

「石狩町農家アンケート調査結果」より作成

るべきか」を最大テーマの一つに据え、土地・労働・資本の各側面を有機的に連携させ得る組織体としての「農業総合支援システム」の構築を図るべく、現在検討を進めてあります。

〔レポーター 専任研究員 前田 信義〕

◎石狩町は、平成八年九月一日から道内三四番目の「石狩市」となります。

解 説



北海道農業のメソットはなんであろうか。それは一つある。ひとつは、都府県農業よりも一戸当たりの経営規模が相対的に大きいことだ。食品市場がもとめるのは、農畜産物の「定期・定量・安定」供給である。されば、北海道農業に優位性がある。一戸当たりの経営規模が都府県と比べると相対的に大きく、単品毎の生産量が多く、そのいずれもが市場販売目当ての商業的農業を形成しているからだ。もうひとつは、北海道の冷涼な気象条件などから、環境適応的な農業の実現が期待できることだ。現に病害虫防除の農薬散布量は、やはり都府県に比べて少なくすむ。また、夏期間の昼夜間の温度差の大きさから糖度の高い、メロンやスイカの栽培にも適している。

本解説欄で、わたしは一度にわたってデンマーク農業について紹介した。上記一点の北海道農業の優位性を今後さらに伸ばしていくうえで、デンマーク農業のしめすものはきわめて示唆と教訓に富むものと思われる。同国の農業者や農業指導機関の人ひとは、「圃場から消費者の食卓までのコンセンサス（共通認識）で一致している。周知のように、デンマークは乳製品や豚肉などの畜産物の自給率100%を誇り、農産物輸出国である。

大胆な農政改革

かれらは、市場指向型であると同時に農畜産物の品質保持に特段の力を入れている。農業にたいする環境規制は、殊の外きびしげ。規制の重点は水質汚染に置かれる。環境省が水質汚染防止法を施行しており、農水省が輪作などの土地利用の規制に乗りだし、併せて肥料計算書の作成を農業者に義務づけている。酪農家の場合、家畜ふん尿だけでなく粗飼料サイレージの廃汁の一滴も地中に浸透しないように規制が実施されている。

すでにEC（欧州連合）は、一九八五年に環境保全型農業の実施を提

案してあり、加盟各國も独自に環境対策を講じるようになつた。歐州の
人びとは、農業を「環境にやさしい」とはみていない。EPPは一九六四
年にOAP（共通農業政策）を採用して、域内の六四品目（穀物、野菜
果樹、牛乳・乳製品、食肉等々）に可変課徴金（域外の競合農産物にた
いする輸入障壁）、域内指標価格による価格支持、輸出補助金（生産過剰
時のダンピング輸出にたいする払い戻し金制度）等を組み合わせた、手
厚い農業保護を実施してきた。

F・フィンユラ＝EU委員（写真・左）、農業担当。撮影当時はオーストリア農林大臣。筆者（写真・右）は大臣執務室にてEUのCAP改革や環境重視の農業保護の必要について、興味深いお話を聞くことができた。同氏は、現在、EU農政の最高責任者で、先般の英国の狂牛病問題でも陣頭指揮をとった。次期ラウンドの行方を予測するうえでも同氏の発言が注目される。



持（補助金政策）による生産刺激効果をうけて増産による所得増大をはかる。農業生産はいつそう集約化され、化成肥料や農薬の大量投入、家畜ふん尿処理の不備等々によつて自然環境にたいする負荷が増大する。このよだな生産構造は、N（窒素）過多による硝酸塩汚染を招く。まことに環境汚染は地表水から始まり、酸性雨の要因ともなり、さらに土壤浸透を通じて水質汚濁に至る。

すでに一九七〇年代から、デンマーク周辺海域の富栄養化によつて魚の大量弊死が発生していた。同時にブルーベリーの誕生といつ悲劇が起つた。当初、人びとは汚染源として工業に疑いを抱いた。しかし、計測してみると、汚染源は農業であると判定された。EUの補助金農政の弊害は、二つの局面であらわれる。ひとつは、一九七〇年代までEUは米国への農産物輸出（とくに穀物）の最大の顧客であったが、一九八〇年代になると生産過剰の深刻化から穀物輸出国に転換し、米国と世界市場で激しい競争を繰り広げるようになる。これでは、どうしてもEUと米国との間の輸出補助金投入競争とならざるをえない。そのことは、過度の財政負担を必至とする。EUの農業補助金の共通財政に占める比重は六〇七割にもなる。ふたつは、いさまでなく上記の環境汚染問題だ。

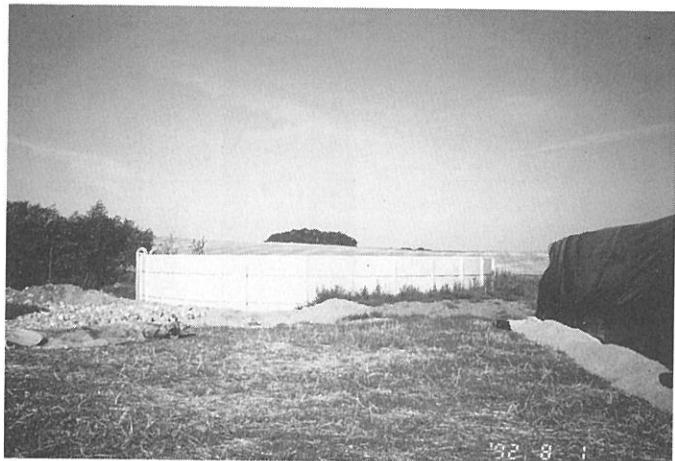
て大胆な農政改革を打ち出す（一九九一年のCAP改革）。EU委員会（EUの執行機関）のエ・フィシヨン委員（農業担当、前オーストリア農林大臣）は、CAP改革を「農業保護の消費者負担から納税者負担への転換」（デーマーク酪農理事会『スカンドイナビア酪農情報』誌、一九九五年第三号）と位置づけている。CAP改革の骨子は、穀物価格について一九九三年から三年間に支持水準を一九%削減する、牛肉について同期間一五%削減する、バター向け生乳価格について同期間五%削減する、輸出補助金は金額で三六%、数量で一二%削減する、といった内容となる。

他方、耕地面積一〇公頃以上所有の農業経営には一律一五%の休耕が義務化

持（補助金政策）による生産刺激効果をうけて増産による所得増大はかかる。農業生産はいつそう集約化され、化成肥料や農薬の大量投入、家畜ふん尿処理の不備等々によつて自然環境にたいする負荷が増大する。このような生産構造は、N（窒素）過多による硝酸塩汚染を招く。また、環境汚染は地表水から始まり、酸性雨の要因ともなり、さらに土壤浸透を通じて水質汚濁に至る。

務づけられている。このCAP改革の核心は、補助金の流れが従来の価格支持から直接的な所得補償、環境保全施策へと移行したことにある。従来の価格支持は農産物の内外価格差分を消費者に負担させるものであった。このような農業補助金は生産刺激的で農畜産物の過剰在庫を深刻化させていた。

バイオガス・プラントによる環境保全型農業の堅持



▲酪農家に設置が義務づけられているマニュア・ストア（家畜ふん尿貯留槽）。家畜ふん尿は9ヶ月間貯留しなければならない。厳格な環境規制法が施行されており、違反した場合、処罰される。環境保全のための農家の投資にたいして、政府は投資額の40%を助成する。

環境保全型農業は、消費者にも便益を与えるから、納税者の費用負担

にも理解をえられる。EUの農政改革にかんする、EU委員会のフィシユラー委員の上記の評価は、この間の事情を雄弁に物語る。現にデノムークでも一九九三年以降、農業の様々な分野で有機農業（オーガニック・ファーミング）が試みられている。例えば、流通量の一〇〇～一〇〇%に有機農業の生産方法にもとづく「エコマーク」付きの飲用牛乳が登場しており、消費者から好評をえている。既存の農法から有機農業へは三年間を経過して初めて認定される仕組みが採り入れられている。農法転換途中の所得の減少には補助金で損失が補償される。もちろん有機農業が軌道に乗つたら、この補助金は廃止される。

上記したように酪農など畜産部門にも厳格な環境規制が実施されている。乳牛（成雌牛）一頭が土地一畝当たりの家畜一単位と規定。酪農の一分当たりの家畜単位は一・三である。これは、乳牛のふん尿中のN部分の排出量の計測にもとづいて算定されている。家畜ふん尿は、九ヶ月間マニユア・ストアに貯留しなければならない。貯留された家畜ふん尿の散布時期は、作物の生育の旺盛な四月～六月までの三カ月間と限定されている。例えば、一〇月に散布が必要な場合、農業者は所轄自治体などの許可を受けなければならない。

さらに、乳牛の飼養頭数規模が大きな経営の場合、設置しているマニユア・ストアだけではふん尿貯留が不可能となることがある。そのさい、畜産農家から大体半径一五キロ内外の箇所に共同バイオガス・プラントが設置されており、家畜ふん尿の他に一般家庭の生ゴミ、食肉加工産業の廃液、下水道処理事業での有機質部分等々を添加物として利用し、メタンガスを製造するシステムが普及している。バイオガス・プラントは、一九八〇年代はじめから幾多の試行錯誤を乗り越えて、いまようやく製造技術的な面と事業化の採算ベースとの両面で成功を収めつつある。全国で同プラントは一〇基が稼働中（一九九五年）である。製造されたメタンガスは電力会社にバイオライン経由で販売され電力源となる。温水が発電時の余熱を利用して生産され、集中暖房の熱源としてやはり一般

家庭向けに提供されている。また、メタンガス製造後の原料は液肥として家畜ふん尿提供農家や無農の畑作農家などで利用される。一九九〇年から法律によつて圃場で小麦や大麦などの収穫後の藁を燃やすことは禁じられている。このような麦藁類は、バイオガス・プランで添加物として利用もされているが、藁類だけを収集して都市部の集

めざましいことをしめす。



▲農業アドバイザリーセンターの女性アドバイザー。彼女は、豚の専門コンサルタント。農業アドバイザリーセンターには、本部、支所含めて九二五人のコンサルタントが配置されている。作物、豚、乳牛、経営経済の四部門を中心に専門コンサルタントがいて、個々の農家の指導にあつている。この写真は、デンマークにおいて専門職の分野に女性の進出がめざましいことをしめす。



▲農家の納屋の一角にある、麦藁を燃やすバーナー。

中暖房用の熱源として提供するバーナーも設置されている。デンマークの主要都市では、すでに一九九〇年代に集中暖房のシステムが採用されていた。都市住民向けのインフラストラウチコアの完備が、環境保全型農業の実現を側面から支援しているといえる。ところで、農業者は都市住民へ電力や集中暖房用の原料提供者に止まぬのであらうか。決してやうでない。筆者は、同国に留学中の一九九一年七月末、家族とともにユーラシア半島中央部の都市ホーセンス近郊

のスエン・エリック・オアセン氏とペラ夫人の経営する農家民宿（ファームハウス・ホリティ事業とよばれている）を利用した。ここは酪農家であるが、麦類を耕作しており、梱包された麦藁を納屋に備え付けられているバーナーで燃やして、家庭の調理用やシャワー用の温水として利用しているとのこと。この温水利用は、一年間十分に可能という。また、コトラン半島の最大都市オーフス近郊の酪農家を訪れたとき、成牛舎の天井部分にヒートポンプがしつらえてあり、乳牛の排出熱を吸収して、やはう温水として生活に利用するという。このヒートポンプは、日本の酪農家がよく利用している、搾乳機器製造メーカーのA社製であった。いずれにしてもデンマークの場合、共同バイオガス・プラン事



▲王立農獸医大学の学生たち。デンマークの大学は、全て国立ないし王立。学生は授業料は免除されている。毎月、3,800クローネ（1デンマーク・クローネは、現在のレートで18円くらい）の奨学金を国家から支給されているが、親からは独立しているのでアルバイトで生計をたてている。日本の大学と異なり、毎日レポート作成や試験で相當に忙しく、かつ熱心に勉強する。王立農獸医大学は、デンマーク唯一の農業系大学なので、かれらは卒業後、農水省に勤務したり農協全国組織などの指導者になっていく。

農産物の市場競争は、ややもすれば価格競争の側面からみられがちだが、デンマークは明瞭に非価格競争の中心に安全性や品質重視といった環境保全型農業をとっている。北海道農業は、都府県農業や中国などアジアや北米の農業とますます競合を強めるであろう。その際、環境保全型農業のモデルを提供する、デンマークの動向は十分視野に入れておくべき存在であるに違いないと思われる。

中原 准一（なかはら じゅんいち）さん

- 1946年 北海道富良野市生まれ。
1968年 弘前大学文理学部卒業。
1974年 北海道大学大学院農学研究科
博士課程修了。
農学博士。
同年7月 酪農学園大学講師、
その後助教授を経て、
平成3年4月教授、
現在に至る。
1992年 4月より1カ年間、
デンマーク王立農獸医大学に留学。
酪農学園大学では、
「国際農産物市場論」
「農畜産物市場論」
などを担当。

ときの話題

「住専問題」から「農協改革」へ

北海道大学農学部

教授 太田原高昭

住専七社の債務をひきつぐ「住宅金融債権管理機構」が七月末に発足し、住専問題もようやく一応の決着を迎えた。系統農協はこの管理機構に五、二〇〇億円を「贈与」し、さらに追加拠出として一、五〇〇億円の支出が決まっている。

このスシリと重い経済負担だけ

でなく、「マスコミ報道の相も変わらぬ農協たたきの論調によって農

協が住専問題で負った傷は深い。

そこに農政審議会が集中的に農協問題について審議した報告書が、「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革方向」としてまとめられ、これもマスコミで大きく取り上げられた。

「このまでの経過を表面的にみて

いると、農協が住専問題で大きな間違いを犯し、その原因が農協の事業・組織の在り方に内在している、だから改革が必要なのだという受け取り方をされかねない。それでは住専問題の教訓を正しく受け継ぐことにはならないだろう。

☆ ☆ ☆

住専はもともと大銀行の子会社

として生まれたものであり、最初から母体行がその経営権を握つていた。大銀行は企業むけの大口融資を中心業務とし、個人への小口融資である住宅金融のために別働隊として住専各社がつくられたのである。

ところが高度成長の中で企業は膨大な内部留保をもち、銀行に頼らずに自己金融を行うようになつた。こうなると小口でも確実な住宅金融は大銀行にとつても魅力的な貸付先となり、母体行が住専の分野に進出するようになつた。顧客を奪われた住専は次第にリスクの大きい不動産貸付に重点を置くようになる。そしてバブル崩壊が膨大な不良債権を残した。

ここから母体行の逃げ出し作戦が始まる。銀行はまず住専から資金を引き上げ、そのアナを農林系資金で埋めようともぐろんだ。途中で危険を感じた農林系が貸付金を引き上げようとすると銀行、大蔵省、農水省が急書や誓約書を

発して押さえにかかった。中金や信連はだまされた責任はあるが、この問題では明らかに被害者の立場にある。



▶太田原 高昭

(おおたはら たかあき)さん

昭和14年 福島県会津若松市生まれ。
北海道大学農学部（農業経済学科）卒業。
昭和43年 同大学院博士課程単位取得。
北星学園大学経済学部勤務。
昭和46年 北海道大学農学部勤務。
昭和52年 農学博士。
平成2年 北海道大学農学部教授。
(協同組合学講座担当)(平成4年 北海道大学図書刊行会)。

こうして農林系は住専への最大の貸手とされたが、住専の経営破綻が明らかになつた段階で田体行の取つた戦略は、「貸手責任論」のキヤンペーンであった。貸手が貸

出額に応じて損失を負担しようとするわけであるから、田体行の責任は棚上げされ、被害者である農林系が最大の負担をおわなければならぬことになる。

大蔵省は監督官庁として、このような口をシロと言いくるめる言動を許さず、田体行責任を追及すべきであつたろう。しかし大蔵省は銀行を説得できず足りない分を国庫負担する方針をとつた。しかもその根拠を明確にせず、あたかも農協が負担すべき額の肩代わりであるような表現で銀行側と口をそろえた。

それに乗つたのがマスコツである。六、八五〇億円の税金の投入は「農協救済」のためであるといふ論調は明らかに「貸手責任論」に拠るものであつた。

(竹内哲夫教授と共に著 昭和61年
農文協)。

☆ ☆ ☆

『国際農業調整と農業保護』
(共編著 平成2年 農文協)。
『系統再編と農協改革』
(平成4年 農文協)。
『北海道農業の思想像』
(平成4年 北海道大学図書刊行会)。

農政審の農協改革答申は、このように乗つたのがマスコツである。六、八五〇億円の税金の投入は「農協救済」のためであるといふ論調は明らかに「貸手責任論」によるものであつた。これは「貸手責任論」の破綻にもかかわらず、農協救済論」をなんどなく生き残りせることになつたといえよう。

農政審の農協改革答申は、この統合による中央集権化は住専問題の教訓と逆行しているようにも思えるし、答申の自玉とされる実家の登用についても、そもそも金融のプロが間違いを犯したツケを農協にもつて来たのが住専問題ではないかという反論も成り立つ。ここで一度きちんと問題を整理しておかないと農協改革の方向も立脚党はおおむね折衷論であつた見誤るに至るのではないか。

お知らせ

〔役員の改選〕

五月三〇日開催の通常総会において新役員が選任されました。

(敬称略・順不同)

理事長	上田 恒夫	(北海道農業信用基金協会会長)
副理事長	直宗治	(JJA北海道中央会副会長)
常務理事	七戸 長生	(酪農学園大学教授・北海道大学名誉教授)
理事	富田 義昭	(元ホフレン審議役)
	塩沢 照俊	(拓殖大学北海道短期大学教授)
	太田原高昭	(北海道大学農学部教授)
	吉原 弘行	(北海道信連副会長)
	板垣 淳一	(ホフレン代表理事副会長)
	宮田 勇	(JJA北海道共済連代表理事副会長)
	武田 弘道	(JJA北海道厚生連代表理事副会長)
	竹内 正一	(北海道町村会農林常任委員長)
	向田 孝志	(北海道農業開発公社理事長)
	安井 努	(市民生協「アプロさつぼろ会長」)
	内山 俊昭	(農林中央金庫札幌支店長)
	沼野 郁夫	(農林中央金庫札幌支店長)
	澤田 善弘	(全国農業協同組合連合会札幌支所長)

▼第6回通常総会



参
与

代表監事	鈴木 政一	(北海道農業共済組合連合会会長)
監事	坂本 和夫	(JJA渡島大野代表理事組合長)
〔参与および幹事の委嘱〕	本年度、当研究所の事業運営に助言をいただき、参与および幹事を、次の方々に委嘱いたしました。	(敬称略・五十音順)
黒柳 功	札幌大学 農学部農業経済学科教授	
駒場剛太郎	札幌大学 経済学部教授	
佐久間 衛	専修大学北海道短期大学 教授	
佐々木市夫	帯広畜産大学 畜産学部畜産管理学科教授	
高島 勝利	北海道町村会 事務局長	
寺西 敏男	JJA北海道中央会 常務理事	
中川 正男	北海道ジャーナリストの会 会長	
中村文士郎	北海道立中央農業試験場 副場長	
梨木 隆之	北海道農政部 農業企画室長	
藤田 久雄	ホフレン 代表理事常務	
古川 嗣彦	北海道農業試験場 農村計画部長	
堀内 一男	酪農学園大学 酪農学部酪農学科教授	
三島 徳三	北海道大学 農学部農業経済学科教授	
山田 定一	室蘭工業大学 教授	

幹事
石川 治徳
ホフレン 役員室次長



関連事項／DATA

J A 北海道中央会
〒060 札幌市中央区北4条西1丁目
☎011-232-6413

ホクレン米穀部
〒060 札幌市中央区北4条西1丁目
☎011-232-6235

ホクレンパールライス部
〒060 札幌市中央区北4条西1丁目
☎011-232-6249

ホクレンマーケティング本部
〒101 東京都千代田区東神田2-9-5
☎03-5851-3011

J A i しかしり
〒061-33 石狩郡石狩町八幡2丁目332
☎0133-66-3321

酪農学園大学
〒069 江別市文京台緑町582-1
☎011-386-1112

北海道大学農学部
〒060 札幌市北区北9条西9丁目
☎011-716-2111

○平成八年度中央アジア特設
「農産物市場経済コース」研修
主催 国際協力事業団（JICA）
A) 北海道農政部支援

講演者 谷本 一志（北海道東海
大学・教授）

○農地保有合理化事業連絡調整
会議・研修

講演者 富田 義昭（当研究所・
常務理事）

○農地価格に関する今後の動向
主催 北海道農業開発公社・
道北支所

講演者 中原 准一（酪農学園大
学・教授）

○中標津町農業・農村づくり
講演会

講演者 七戸 長生（当研究所・
所長）

▼「100年目の近代オリンピック」。通信技術の目ざましい発達によって、真夏のアーチファンタから熱戦の模様が連日鮮やかな映像で茶の間まで届きました。各種の競技で次々と新記録が生まれ、人類の運動能力は限界を知らぬ気しさえみました。とかく国威発揚が先行

▼「メダル獲得競争」目を奪われるがちにも感じられましたが、平和の一つの証として世界中の国や地域から、やっぱり「参加することに意義がある」のがオリンピック。うたがたの真夏の夜の夢に終わらせず、21世紀への幕開けとなる次のシードーにつないでほしいものです。

▼「能力アップ」と言えば、様々な病原菌も薬品に対する抵抗力を強めているとも聞きます。抗生素質の効能によって、一時期姿を消したと思われていた結核菌も世界中に蔓延しているようです。そしてこの夏、日本列島は〇—157%となりました。たかが大腸菌程度と思っていた節もあり、感染経路も探し出せず目に見えない細菌に振り回されました。生食が危ないと報

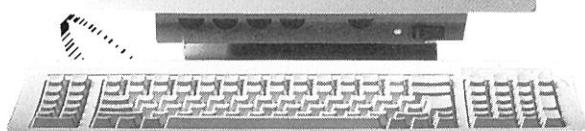
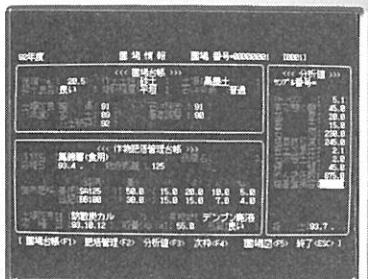
じられたため、野菜や畜肉の相場が下落する有り難くないおまけまでつき、ついにカイワレダイコンが新聞の一面トップに躍り出ました。

▼七月二日ローマ発共同通信は、国連食糧農業機関（FAO）と国連人口基金（UNFPA）の予測として、世界の人口は二〇五〇年に九七億人（一九九五年の五七億人に対し七一%の増加）これに見合った食糧の供給には七五%の増産が必要と報じました。増産が必要な地域は、アフリカ三〇%、中南米八〇%、アジア六九%、北米三〇%となっています。再び「食糧危機が叫ばれるアフリカ・中南米・アジアの深刻な様相を改めて知ると同時に、世界のパン籠と自他ともに任じていた北米も危いとなると、食糧自給の必要性が重みを増します。（K・T）

圃場情報管理システム

施肥設計シュミレーター

土壤分析値データベース



コンピューターによるサルタン

コンピューターシステムの導入計画

土壤分析計とのオンラインデータベース

その他 各種委託プログラムの開発

ISC

Information system consultant CO LTD

株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊田ビル2F

〒471-0022 愛知県豊川市北郷町1丁目1-31 豊川ビル3F
TEL (052) 865-8272 FAX (052) 865-6506

おいしさに出逢うたび、人は知らず知らずのうちに笑顔になっていきます。おいしさから生まれる、食卓の笑顔。その中には、どんな言葉よりも深いコミュニケーションがあるのですね。食卓の笑顔が好きだから、いろんなおいしさに出逢ってほしいから。食卓の笑顔をチカラにかえて、豊かなおいしさをお届けします。おいしい笑顔のとなりには、いつもホクレン。



北海道だから——クリーン農業推進宣言

おいしさって、
もうひとつ、言葉なんだね。

